

施策11 安心して子どもを生み育てられる環境をつくります

施策の柱

① 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

子どもを生み育てたいと希望する人を妊娠前から支援するとともに、妊娠、出産、子育てに至る切れ目のない支援体制を充実させ、誰もが安心して子どもを生み育てることができるよう支援します。また、幼児教育の充実をはかるほか、子どもとともに、親として成長する楽しさなどについて学ぶ機会を充実させます。

② 子育ての負担感・孤立感の軽減

心理的負担や経済的負担の軽減をはかるなど、子育て家庭が安心して子どもを養育することができるよう、地域における子育て親子の交流の場の提供や企業と連携した子育てに関する講座やイベントの開催など、行政だけでなく地域や企業などと連携し、社会全体で子育てを支援する取り組みを進めます。

③ 働きながら子育てしやすい環境づくり

企業や市民の意識啓発などの取り組みを推進し、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めます。また、働きたい人が安心して子どもを預けることができるよう保育所等の利用枠のさらなる拡大や、延長保育や一時保育など多様な保育サービスの提供、研修の充実などによる保育の質の向上に取り組みます。

成果指標

指 標	直近の 現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
子育てしやすいまちだと思う市民の割合			
保育所等利用待機児童数			
子育て支援企業認定数			

関連する個別計画

- ◆なごや子ども・子育てわくわくプラン2015 ◆子ども・子育て支援事業計画
- ◆第3期教育振興基本計画



現状と課題

- ① **（現状）** 平成 30（2018）年度に実施した本市調査では、子育ての悩みについて、「子どものしつけ・生活習慣のこと」とした保護者の割合は 57.3%、「家庭内で子育て・家事の協力が得られないこと」とした割合は 8.3%で、いずれも 5 年前より 1.8 ポイント増加しています。

【課題】 子育ての不安を解消し、子育てを楽しむことができるよう支援することが必要です。

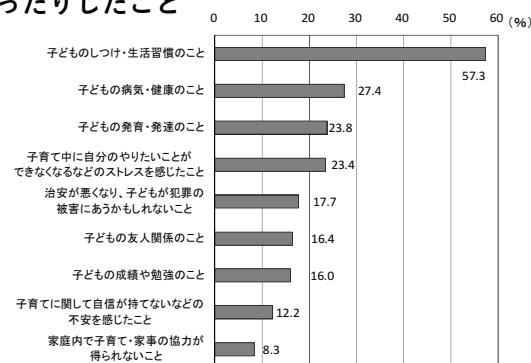
- ② **（現状）** 平成 30（2018）年度に実施した本市調査では、理想とする子どもの人数は平均 2.58 人であるのに対し、実際の子ども的人数は 2.01 人とかい離があります。子ども的人数が理想とする人数より少ない理由としては、「経済的に余裕がない」、「子育ての身体的・精神的な負担が大きい」が高くなっています。

【課題】 子育ての負担感や孤立感を軽減させるため、社会全体で子育てを支援することが必要です。

- ③ **（現状）** 出産前後に離職・転職した母親は 48.3%で、そのうち教育・保育事業や職場の育児休業制度など、仕事と家庭の両立支援のための環境が整っていれば仕事を続けたかった人の割合は 4 割を超えています。また、国の調査要領に基づく除外児童数を除いた平成 30（2018）年 4 月 1 日現在の保育所等の待機児童数は、5 年連続の 0 人となりましたが、保育所等を利用できていない児童（利用保留児童）は、対前年比で 118 人増加し、833 人となっています。

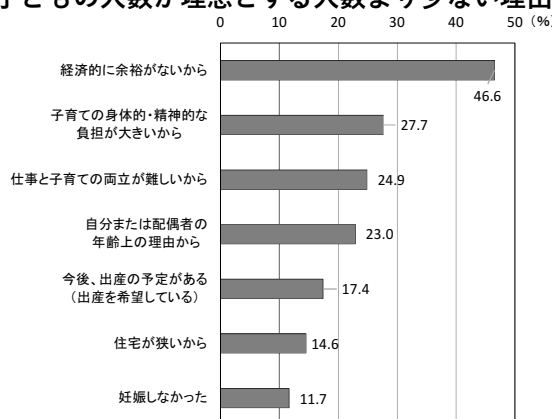
【課題】 子どもや子育てにやさしい企業を増やすことが必要です。また、誰もが安心して保育サービスを受けることができるよう、待機児童ゼロの継続のみならず利用保留児童を少しでも減らすとともに、多様な保育サービスの拡充が必要です。

◇ 子育てにおいて悩んだり、不安に感じたり、困ったりしたこと



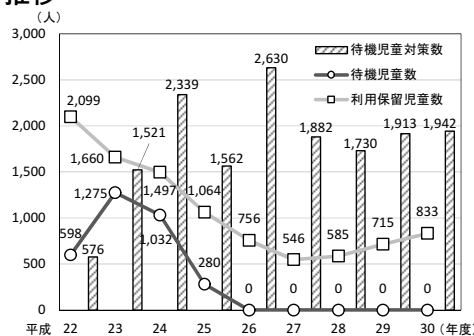
出典：名古屋市「子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」（平成 30 年度）

◇ 子どもの人数が理想とする人数より少ない理由



出典：名古屋市「子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」（平成 30 年度）

◇ 保育所等利用待機児童数と利用保留児童数の推移



出典：名古屋市作成

施策を推進する事業

① 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
093 妊娠前から子育て期における相談・育児等支援	妊娠前から出産、育児の不安軽減をはかるため、子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）における支援をはじめ、保健師などの家庭訪問による適切な保健指導や家事や育児の負担軽減をはかる必要がある場合にはヘルパーを派遣するなど、妊娠前から子育てに至る切れ目のない相談・支援を実施	子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）における支援の実施 不育症相談の実施 不妊治療費助成の実施 パパママ教室の実施 17 か所 なごや妊娠 SOS の実施 保健師・助産師等による家庭訪問の実施 産前・産後におけるヘルパーの派遣		子ども 青少年局

094 幼児期の子と親の育ち支援の推進	幼児教育の質の向上推進と子育ての支援充実のため、幼児教育に関する調査研究や教職員・保育士等の指導力や資質の向上に資する研修を実施するとともに、子育てを支援する取り組みを実施	子育てを支援する取り組みの実施 ▶ ことばの教室（仮称）の試行実施 ▶ 出前子育て相談の実施 指導計画参考資料（5歳児編）の作成、配布		教育委員会
095 家庭教育の促進	家庭教育に関する諸問題や親のあり方などについて学習を深めるための事業を実施	家庭教育セミナーの実施 ▶ 全市立幼稚園・小・中学校 PTA で実施 親学推進協力企業制度の実施 225 企業・団体（累計）		教育委員会

② 子育ての負担感・孤立感の軽減

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
096 地域における子育て支援事業	地域の子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点、保育所等地域子育て支援センター、児童館などの地域子育て支援拠点等において、子育て親子の交流の場の提供や育児不安等に対する相談・援助などの実施に加え、子育て応援拠点において一時預かりをはじめ、より充実した支援を実施	実施中学校区数 95 学区		子ども青少年局

097 子ども・子育て 支援センター の運営	子どもを生み育てやすい環境づくりを促進するため、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるほか、講座の企画実施、キッズパーク運営、企業連携などを推進	実施 ▶主催講座受講者数 4,500人 ▶キッズパーク延べ 利用者数 40,000人		子ども 青少年局
098 のびのび子育て サポート事業	地域の中で子育ての相互援助活動を推進するため、子育ての手助けをしてほしい人に子育てのお手伝いをしたい人の紹介等を実施	実施 ▶活動件数 25,000件		子ども 青少年局
099 子ども医療費 助成	子どもの健康を守るとともに子育て家庭の経済的負担を軽減するため、中学校3年生までの通院と18歳に達する日以後の最初の年度末までの入院を対象に、医療費の保険診療による自己負担額を助成	実施 ▶通院 中学校3年生まで ▶入院 中学校3年生まで		子ども 青少年局
100 幼稚園心の教育 推進プラン	幼児期の発達段階を踏まえた心の教育を推進するため、市立幼稚園において芸術鑑賞などの文化的体験、自然体験や社会体験、預かり保育を実施するとともに、近隣の親子に遊びの場や子育ての交流の場を提供するための子育て支援事業を実施	芸術鑑賞の実施 8園 自然体験、社会体験 の実施 全園 預かり保育の実施 全園（長期休業日 の実施は8園） 子育て支援事業の実施 全園		教育 委員会
101 名古屋市奨学 金(高等学校給 付型奨学金)の 支給	教育の機会均等をはかるとともに、有為な人材を育成するため、経済的理由によって修学が困難な生徒に対して、高校等において修学に必要な学資の支給を実施	実施		教育 委員会
102 私立高等学校 授業料補助	公・私立学校間における保護者負担の格差是正をはかるため、県内私立高校に在籍する市民で、愛知県の授業料軽減事業の対象とならない一定の所得階層の世帯に対する授業料補助を実施	実施		教育 委員会

103 私立幼稚園での子育て支援事業	地域の幼児教育の支援をはかるとともに、預かり保育を受ける園児の保護者の負担軽減や預かり保育実施環境の充実をはかるため、市内の私立幼稚園に対して、預かり保育授業料・教育研究費、親と子の育ちの場支援事業費等の補助を実施	実施		教育委員会
-----------------------	---	----	--	-------

③ 働きながら子育てしやすい環境づくり

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
104 保育所等利用待機児童対策等の推進	働きたい人が安心して子どもを預けることができるよう、民間保育所の整備や小規模保育事業実施施設の設置等、さまざまな手法による利用枠の拡大を進めるとともに、民間保育所等における保育士確保の支援を実施するなど、個々のニーズに即した、きめ細かな支援策を強化	実施 ▶ 民間保育所整備等 40 か所 ▶ 保育案内人の配置 全区役所・支所 ▶ 保育士確保支援		子ども青少年局
105 保育所等における多様な子育て支援事業	保護者の多様な就労形態等に対応した子育て支援を充実させるため、多様な子育て支援事業を実施	実施 ▶ 延長保育 395 か所 ▶ 一時保育 117 か所 ▶ 夜間保育 4 か所 ▶ 病児・病後児デイケア 20 か所 ▶ 休日保育 16 か所 ▶ 産休あけ・育休あけ入所予約 106 か所 ▶ 24 時間緊急一時保育 2 か所 ▶ 私立幼稚園預かり保育拡充モデル 18 か所		子ども青少年局

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
106 エリア支援保育所事業	公立・民間保育所が一体となって保育の質を高めるとともに、地域のすべての子ども・子育て家庭を支援するため、公立保育所をエリア支援保育所と位置づけ、地域の教育・保育施設等と連携した研修の開催や子育てに関する相談等を実施	実施 13 区		子ども 青少年局
107 公立保育所の社会福祉法人への移管	保育施策や地域の子育て支援の拡充のため、公立保育所の社会福祉法人への移管等によって公立保育所を今後 78 か所まで集約化するとともに、機能強化を実施	移管（統合を含む） 21 か所（累計）		子ども 青少年局
108 子育て支援企業認定・表彰制度	社会全体で子育てしやすいまちづくりを進めるため、子育てにやさしい活動を積極的に行っている企業を認定し、その中から特に優れた活動を行っている企業を表彰	子育て支援企業認定数 201 社		子ども 青少年局

施策12 子どもが健やかに育つよう、子ども・家庭を支援します

施策の柱

① 子どもの権利を保障し、将来の針路を応援するための取り組み

子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもが権利の主体であるという意識が社会に浸透していくよう、積極的な取り組みを行います。また、子どもが将来の夢や目標に向かって踏み出すことができるよう、いじめや不登校、成績といった、子ども一人ひとりが抱える複合的な困難に対して「総合的・包括的」に取り組み、発達段階に応じた支援を推進します。

② 子どもが心身ともに健康に育つための支援

子どもがさまざまな体験を通して、豊かな人間性と創造性を育み、社会性を身につけられるよう放課後施策を推進するとともに、地域が子どもにとって安全に安心して過ごせる居場所となるよう地域における青少年の健全育成を推進します。

③ 困難を抱える子ども・家庭への支援

家庭環境などに恵まれない子どもや適切な養育を受けられない子どもがより家庭的な環境での養護を受けられるよう支援します。また、ひとり親家庭等の自立に向け、経済面や生活面での負担を軽減するとともに、子どもの学習を支援します。

④ 障害児や発達に遅れなどのある子ども・家庭への支援

医療的ケアを必要とする子どもを含む障害児や、発達に遅れやアンバランスなどのある子どもとその家庭が、安心して日常生活を送ることができ、より身近な地域や学校で支援を受けられるようにするとともに、自立と社会参加に必要な能力を養成します。

成果指標

指 標	直近の 現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
今の生活に満足している子どもの割合			
自分のことを好きと答える子どもの割合			
地域における社会活動や自主的な活動などに参加したことがある子どもの割合			
社会的自立をするために必要な力を身につけている障害児の割合			

関連する個別計画

- ◆なごや子ども・子育てわくわくプラン2015 ◆子ども・子育て支援事業計画
- ◆ひとり親家庭等自立支援計画 ◆第3期教育振興基本計画
- ◆第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画



現状と課題

- ① **【現状】** 子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現をめざして、平成 20（2008）年に「なごや子ども条例」を施行しました。

平成 30（2018）年度に実施した本市調査では、子どもは勉強や将来のこと、自分の性格などについて、さまざまな悩みや不安を抱えています。平成 26（2014）年度に立ち上げた「なごや子ども応援委員会」をはじめ、平成 30（2018）年度には、家庭訪問型相談支援モデル事業や子どもライフキャリアサポートモデル事業を開始するなど、支援の充実をはかっています。

- 【課題】** 子どもが権利の主体であるという意識が社会に浸透していくよう取り組むとともに、さまざまな悩みや不安を抱える子どもや親に対して、子どもが将来の夢や目標に向かって踏み出すことができるよう、総合的に支援することが必要です。

- ② **【現状】** 少子化や核家族化といった社会の変化や、地域における地縁的なつながりの希薄化は、子どもが年齢の違う子どもと一緒に遊んだり、地域の人々と接したりする機会の減少などを引き起こし、社会性の発達や自立に影響を及ぼす可能性が指摘されています。

- 【課題】** 子どもが心身ともに健やかに成長・発達することができ、豊かな人間性や創造性・自己肯定感を育み、社会性を身につけられる環境づくりが求められており、保護者と行政や地域などが協働して推進していくことが必要です。

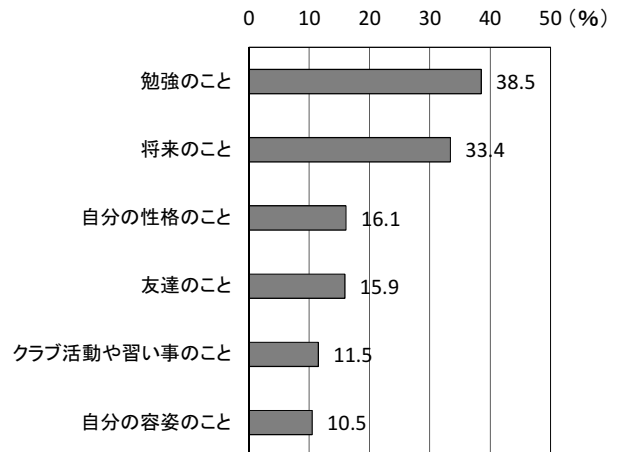
- ③ **【現状】** 家庭環境などに恵まれない子どもや、適切な養育を受けられない子どもが心身ともに健やかに養育されるためには、より家庭に近い環境での養育が必要ですが、本市の里親等委託率は約 15%に留まっています。また、平成 30（2018）年度に実施した本市調査では、本市の母子世帯の平均年間世帯収入は子育て世帯の平均年間世帯収入の約 4 割となっています。

- 【課題】** 里親等への委託の一層の推進や、より小規模な施設での養育が求められています。また、ひとり親家庭が自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう支援することが必要です。

- ④ **【現状】** 発達に関わる支援を必要とする子どもが増加しており、地域療育センターでは初診待機期間が長期化しています。また、人工呼吸器を装着しているなど医療的ケアを必要とする障害児が増加しています。

- 【課題】** 医療的ケアを必要とする子どもを含む障害児や、発達に遅れやアンバランスなどのある子どもが、より身近な地域や学校で支援を受けられるようにすることが必要です。

◇ 子どもが悩んだり困ったりしていること



出典：名古屋市「子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」（平成 30 年度）

施策を推進する事業

① 子どもの権利を保障し、将来の針路を応援するための取り組み

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
109 なごや子ども 条例の推進	子どもに関する施策の総合的な推進をはかるため、条例の広報・啓発を行うとともに、条例に基づき設置されているなごや子ども・子育て支援協議会を開催し、子どもに関するさまざまな施策の進捗状況について意見聴取を実施	なごや子ども・子育て支援協議会の開催 広報・啓発の実施 ▶ なごっちフレンズへの情報提供 ▶ 子どもワークショップの実施		子ども 青少年局
110 子どもの権利 擁護機関の設 置・運営	子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利の侵害に対して、子どもや保護者などからの相談・申し立てや、自己の発意に基づき子どもの権利の保障をはかる独立性が担保された第三者機関を設置・運営	検討		子ども 青少年局
111 子どもライフ キャリアサポ ート事業	小学生から高校生までの子どもが夢や目標に向かって自ら踏み出せる力を身につけることができるよう、学校においてキャリアの専門家が子どもや保護者からの相談に対応するとともに、将来について考えるための情報提供等を実施	モデル実施 ▶ 小学校 2校 ▶ 中学校 2校 ▶ 高校 2校		子ども 青少年局
112 家庭訪問型相 談支援事業	不登校、成績などさまざまな悩みを抱える子どもと保護者の孤立化を防ぎ、悩みや不安を軽減するため、家庭訪問による相談や、適切な関係機関等へつなぐ支援を実施	モデル実施 ▶ おおむね中学生から高校生の子ども300人とその保護者		子ども 青少年局

113 キャリア支援 の推進	子どもの生涯を通じた発達を支援するため、小・中学校の9年間を見通した支援を充実するとともに、高校等における支援体制の充実をはかるほか、支援にかかる基本方針「なごや版キャリア支援」を確立	小・中学校の9年間を見通した支援の試行実施 ▶ 小学校 16 校 高校等における支援の実施 ▶ 非常勤スクールカウンセラー※の配置 高校 14 校 ▶ 常勤スクールカウンセラー※の配置 高校 1 校 ▶ キャリア支援アドバイザーの配置 高校 14 校 特別支援学校高等部 4 校 名古屋市立大学と連携し「なごや版キャリア支援」を検討		教育 委員会
-------------------------------	---	---	--	-------------------

※スクールカウンセラー：臨床心理士等の専門的知識・経験を活かし、学校生活全般に対する援助や、児童生徒・保護者・教職員への相談対応をする職員

114 なごや子ども 応援委員会の 運営	さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援し、子どもの目の進路にとどまらず将来の針路を応援するための取り組みを推進	なごや子ども応援委員会の設置 ▶市内 11 ブロックの中学校 11 校 ▶常勤スクールカウンセラーの配置 11 人 ▶常勤スクールソーシャルワーカー※の配置 20 人 ▶常勤スクールアドバイザー※の配置 11 人 ▶非常勤スクールポリス※の配置 11 人 なごや子ども応援委員会設置校以外の常勤スクールカウンセラー配置校 ▶中学校 73 校		教育委員会
115 市立大学におけるスクールカウンセラーの養成	いじめや不登校など児童生徒に関わる諸問題の早期発見や個別支援を行うスクールカウンセラーの中長期的な人材確保につなげるため、臨床心理士等を育成	実施		総務局

② 子どもが心身ともに健康に育つための支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
116 トワイライト スクール	遊び、学び、体験や交流を通じて子どもたちの自主性、社会性、創造性などを育むため、放課後等に小学校施設を活用した教育事業を実施	実施 ▶全小学校（トワイライトルームを含む）		子ども青少年局

※**スクールソーシャルワーカー**：福祉の専門的知識・経験を活かし、関係機関との連携をはかりながら悩みや問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけを行う職員
スクールアドバイザー：学校に対する外部からの意見への対応や地域との連絡調整を行う職員
スクールポリス：学校内外の見守り活動や必要に応じて警察との連携をはかる元警察官の職員

117 トワイライト ルーム	遊び、学び、体験や交流を通じて子どもたちの自主性、社会性、創造性などを育むとともに、就労等により昼間保護者がいない家庭を支援するため、トワイライトスクールを基盤に、より生活に配慮した事業を一体的に実施	実施 47 校		子ども 青少年局
118 留守家庭児童 健全育成事業 助成	留守家庭児童等の健全育成をはかるため、地域の留守家庭児童育成会に対し運営費等を助成	実施 171 か所		子ども 青少年局
119 青少年の健全 育成	子どもの健康を増進し、情操を育むため、児童館やとだがわこどもランドなどで遊びや体験活動を実施するとともに、青少年が安心して過ごすことができ、社会と関わるができるよう、児童館などにおいて居場所づくりを推進	実施 ▶ 児童館利用者数 662,094 人 ▶ とだがわこどもラ ンド利用者数 602,520 人		子ども 青少年局
120 子ども会等 地域における 青少年育成活 動への支援	地域における青少年の健全育成をはかるため、異年齢の子ども同士の交流や、地域の中での子どもの健やかな育ちを支援する子ども会などへの支援を充実・強化するとともに、地域団体と連携して声かけ・見守り活動などを推進	青少年の育成活動に関わる子ども会等への助成 2,013 件 青少年育成市民会議の活動推進		子ども 青少年局

③ 困難を抱える子ども・家庭への支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
121 里親等委託の 推進	家庭的な環境での養育を推進するため、里親登録者の増加とファミリーホームの増加、児童相談所の支援、研修等による里親等委託を推進	推進 ▶ 里親等委託率 15%		子ども 青少年局
122 児童養護施設 等の小規模化 かつ地域分散 化の推進	家庭的な環境での養育を推進するため、地域小規模児童養護施設の増加による施設の小規模化及び施設機能の地域分散化を推進	推進 ▶ 地域小規模児童養 護施設 12 か所		子ども 青少年局

123 児童養護施設等に入所している児童及び退所した児童への自立支援	児童養護施設等入所児童の社会的自立のため、自立支援担当職員による就労や就学に関する支援の強化や、施設を退所して就労する児童が無理のないステップで自立できるよう見守り支援を実施	民間児童養護施設への自立支援担当職員の配置 9 施設 ステップハウスモデル事業の実施 2 か所		子ども 青少年局
124 児童福祉施設の改築	児童福祉施設に入所する児童等の生活環境の向上をはかるため、老朽化した母子生活支援施設「にじが丘荘」、障害児入所施設「あけぼの学園」、児童自立支援施設「玉野川学園」の改築等を実施するとともに、民間児童養護施設の改築に対する補助を実施	にじが丘荘 ▶ 設計 あけぼの学園 ▶ 工事		子ども 青少年局
125 ひとり親家庭の自立支援	自立が困難なひとり親家庭が、仕事と生活のバランスがとれた生活を送ることができるよう、就業支援や生活上の負担の軽減、子どもの健やかな育ちのための支援などを実施	母子・父子自立支援職員の配置 全区役所・支所 ひとり親家庭応援専門員の配置 全区役所 自立に向けた相談の実施 26,025 件 ひとり親家庭手当の支給 8,463 人		子ども 青少年局
126 ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の福祉の増進をはかるため、18 歳未満の児童を扶養するひとり親家庭等を対象に、医療費の保険診療による自己負担額を助成	実施		子ども 青少年局
127 中学生の学習支援事業	ひとり親世帯や生活保護受給世帯等の子どもが学習習慣を身に付けたり高校進学をめざせるよう、一人ひとりの学習レベルに沿った支援を実施	実施 150 会場		健康 福祉局 子ども 青少年局

128 高校生世代への学習・相談支援事業	中学生の学習支援事業に参加した高校生等の中退防止や将来の不安や悩みに対応するため、進学後の学習支援や職業・進路等の悩みに対する巡回相談を行うとともに、個別支援が必要な子どもを適切な支援につなぐ事業を実施	学習フォローの実施		健康福祉局 子ども青少年局
-------------------------	---	-----------	--	------------------

④ 障害児や発達に遅れなどのある子ども・家庭への支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
129 子ども発達支援の推進	障害児または発達に遅れやアンバランスなどのある子どもとその保護者が、身近な地域で早期に支援を受けることができるよう、地域療育センターの機能強化をはかるとともに、長期的なニーズを踏まえ、子ども・子育て支援と一体的に子どもの発達を支援する体制を整備するほか、障害児通所支援等の事業を推進	地域療育センター等の運営 ▶ 地域療育センター 5 か所 ▶ 児童発達支援センター 10 か所 障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く）の実施 ▶ 児童発達支援 103,655 回 ▶ 放課後等デイサービス 609,799 回 ▶ 保育所等訪問支援 188 回 障害児相談支援事業の実施 8,482 回 障害児いこいの家事業の実施 12 か所		子ども青少年局

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
130 発達障害の可能性のある幼児児童生徒への支援	学校教育において、発達障害の特性に応じた適切な指導・支援を行うため、発達障害対応支援講師、発達障害対応支援員、専門家チームの充実をはかり、発達障害の可能性のある幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた支援を実施	発達障害対応支援講師の配置 65 校 発達障害対応支援員の配置 ▶市立幼稚園・小・中学校の全校(園) 専門家チームの派遣		教育委員会
131 医療的ケア児の支援に関する連携の推進	医療的ケアを必要とする障害児が安心して日常生活を送ることができるよう、行政機関や事業者などで構成される協議の場を設置するほか、支援を総合調整するコーディネーターを養成するなど各関係機関の連携を一層推進	医療的ケア児数（概算）の調査		子ども青少年局
132 医療的ケアが必要な幼児児童生徒の支援	医療的ケアが必要な幼児児童生徒が安心して学校（園）生活を送ることができるよう、医療的ケアと生活介助を行うことができる看護介助員等や、ミキサー食等を調理する栄養教諭等を配置するとともに、関係機関との連絡支援体制を確立するための医療的ケア連絡会議を運営	看護介助員の配置 23 名 看護介助員の欠員等に対応するための看護師の配置 栄養教諭等の配置 6 名 医療的ケア連絡会議の運営		教育委員会
133 学校生活介助アシスタントの配置	障害のある幼児児童生徒の学校生活を支援するため、学校生活における移動や排せつ、着がえ等の介助を行うアシスタントを配置	配置		教育委員会
134 宿泊行事への介護ヘルパーの派遣	障害のある児童生徒が宿泊行事に参加する際に、必要な支援が受けられるよう介護ヘルパーの派遣を実施	検討		教育委員会
135 特別支援学級等の設置・運営	障害の種類や程度に応じたきめ細かな教育を行うため、各校の特別支援学級等を運営	実施 ▶特別支援学級 722 学級 ▶通級指導教室 60 教室		教育委員会

136 外部の専門家による特別支援学校アドバイザーの派遣事業	特別支援学校の教育活動を支援するために、学校運営や障害特性に応じた指導法等について、専門家から助言を得られるよう、外部の専門家を派遣	検討		教育委員会
137 特別支援学校高等部における就労支援	特別支援学校高等部の生徒の職業自立を促進するため、専門的な知識や技能のある職業指導講師による職業指導や就労支援コーディネーターによる職場実習の受け入れ交渉などを実施	職業指導 職場実習の受け入れ交渉 職業自立推進運営委員会の開催		教育委員会
138 高等特別支援学校の整備	特別支援学校高等部の入学者数の増加や、企業等への就労をめざす職業教育のニーズの高まりに対応するため、若宮商業高校との併設による高等特別支援学校を整備	検討 ▶ 専門家からのヒアリングの実施 ▶ 先進校の視察 ▶ 教育課程や交流及び共同学習等の検討		教育委員会
139 特別支援教育に関する施設の整備	特別支援学校の教室不足の解消に向けた改築等を推進するとともに、肢体不自由児が円滑に学校生活を営めるよう、肢体不自由学級設置校にエレベーターを整備	守山養護学校産業科棟の増築 ▶ 工事着工 天白養護学校の増築 ▶ 検討 ▶ 仮設校舎リース 肢体不自由学級設置校へのエレベーター整備		教育委員会

施策13 虐待やいじめ、不登校から子どもを救います

施策の柱

① 子どもを虐待から守るための取り組み

児童相談所、社会福祉事務所、保健センター、警察をはじめとする行政機関や、医療機関、学校、保育所、地域などの連携強化をはかるとともに、児童虐待の発生予防から、虐待の早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまで、切れ目のない重層的な支援体制を充実させます。また、さまざまな機会を通じて啓発活動を推進し、子どもを虐待から守るまちづくりを進めます。

② いじめ、不登校対策の充実

いじめが起きにくい環境づくりなど、いじめの未然防止を推進するとともに、早期発見・早期対応により事態が深刻化する前に解決できるよう取り組みます。また、学校に行きたいと思っているにも関わらず登校することができない子どもをなくすため、一人ひとりの状況に応じた支援をするとともに、心理的理由により登校できない子どもに対する学習面からの支援を充実します。さらには、子どもの教育・養育に関するあらゆる内容について、子どもとその保護者に寄り添った教育相談を実施します。

成果指標

指 標	直 近 の 現 状 値	目 標 値 令和 5 (2023) 年 度	目 標 値 令和 12 (2030) 年 度
児童虐待の通告先（児童相談所または区役所・支所）を知っている市民の割合			
いじめられたり、いじめを見たりしたとき、先生や家族、親、友達、相談機関に相談することができる子どもの割合			
学校生活が楽しいと思う児童・生徒の割合			

関連する個別計画

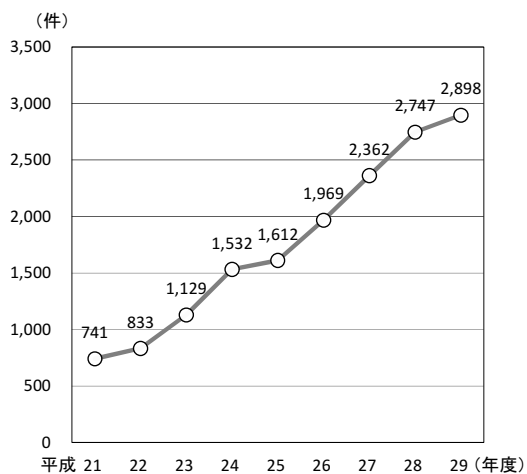
- ◆なごや子ども・子育てわくわくプラン2015 ◆子ども・子育て支援事業計画
- ◆第3期教育振興基本計画

現状と課題

- ① **【現状】** 本市の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成 29（2017）年度には 2,898 件となり、過去最多となりました。このような相談件数の増加や一時保護の増加に対して迅速・的確に対応するため、平成 30（2018）年 5 月に本市 3 か所目となる東部児童相談所を開設しました。

【課題】 虐待の発生を予防する取り組みを進める必要があります。また、関係機関等が緊密に連携をはかることで、虐待をできる限り早期に発見し、適切な支援へとつなげることが必要です。

◇ 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移

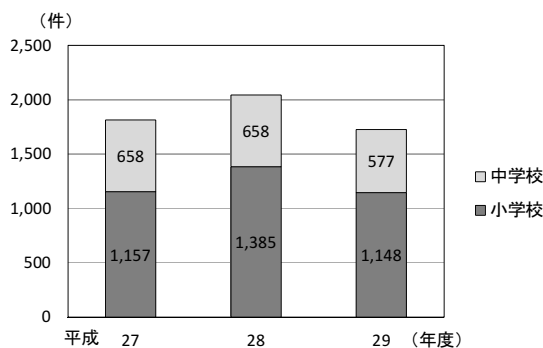


出典：名古屋市作成

- ② **【現状】** 平成 29（2017）年度におけるいじめの認知件数は 1,725 件となっています。また、小学校における不登校率は 0.65%（728 人）、中学校においては 3.49%（1,745 人）となっており、不登校児童生徒数の増加に伴って、子ども適応相談センターに通所する子どもの数が増加しています。

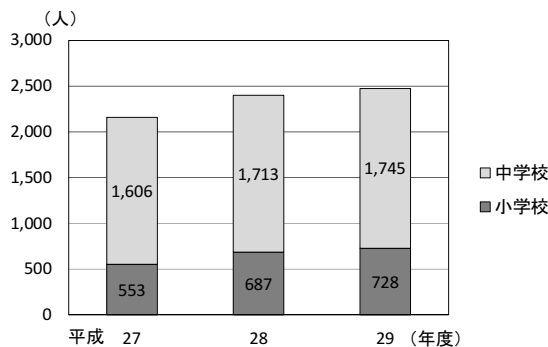
【課題】 すべての子どもが安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、いじめを生まない土壌をつくるとともに、いじめを訴えやすい体制を整える必要があります。また、学校に行きたいと思っているにも関わらず、登校することができない子どもをなくすための取り組みや、心理的理由により登校することができない子どもへのきめ細かな支援が必要です。

◇ いじめの認知件数の推移



出典：名古屋市「いじめ等の実態調査」

◇ 不登校児童生徒数の推移



出典：名古屋市「不登校の状況等に関する調査」

施策を推進する事業

① 子どもを虐待から守るための取り組み

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
140 名古屋市児童を虐待から守る条例の推進	児童を虐待から守るため、条例により、国が定める11月とともに、本市が独自に5月を児童虐待防止推進月間と定め、両月間を中心に、児童虐待防止の啓発事業等を実施	新入学児童と保護者などに向けた広報・啓発、講演会等の実施（5月） オレンジリボンキャンペーン 2018 の実施（11月） 暴力・暴言によらない子育て方法などを学ぶ講座の開催		子ども青少年局
141 児童相談所の体制強化	児童虐待等の児童相談により迅速・的確に対応するため、研修を通して児童相談所の児童福祉司等の専門性の向上等をはかるほか、児童相談所における相談援助体制の充実を推進	児童相談所配置職員 ▶ 児童福祉司 ▶ 児童心理司 ▶ 弁護士 ▶ 警察官等 研修の実施		子ども青少年局
142 区役所・支所における児童虐待等への機能強化	児童を虐待から守るため、地域に身近な窓口である各区役所・支所（社会福祉事務所）の子ども家庭相談体制を強化し、児童相談所等と連携・役割分担を行いながら、児童虐待等への対応を実施	児童相談所と兼務の児童福祉司の配置 20名（16区4支所） 児童虐待対応支援員の配置 24名（16区4支所）		子ども青少年局

143 児童虐待防止 における関係 機関の連携	児童虐待の予防、早期発見、早期対応のため、なごやこどもサポート連 絡協議会などの開催、児童虐待対応 システムの活用等による対象ケー スの情報共有を通して、児童相談 所、社会福祉事務所、保健センター、 警察などの関係機関の連携強化を 推進	なごやこどもサポー ト連絡協議会の開催 年 2 回 なごやこどもサポー ト区連絡会議の開催 ▶ 代表者会議 各区年 1～2 回 ▶ 実務者会議 各区月 1 回 ▶ サポートチーム会議 随時 児童虐待対応システ ムの運用		子ども 青少年局
144 児童虐待を受 けた子ども・家 庭への支援	児童虐待の再発防止をはかるため、 児童虐待を受けた子どもの家庭に 対して、児童虐待再発防止のための 保護者支援事業や家庭復帰支援事 業等を実施	暴力・暴言によらな い子育て方法などの 習得に向けた保護者 への支援 家庭復帰等に向けた 施設等入所児童及び 保護者への支援		子ども 青少年局
145 特定妊婦訪問 支援事業	児童虐待の発生を未然に防止する ため、虐待ハイリスク要因を有する 等、出産後の養育について出産前か ら支援を行うことが必要な妊婦に 対して、家庭訪問による継続的な支 援を実施	実施		子ども 青少年局
146 なごやすくす くボランティア 事業	児童虐待の予防のための見守りな ど、地域の子育て支援活動への協力 を推進し、地域全体で子育て家庭を 支援するため、日常的に親や子ども の立場に立って、親子を温かく見守 るなごやすくすくボランティア、子 育て講座の託児やお手伝いやイベ ントでの親子の見守りなどを行う なごやすくすくサポーターの養成 を促進	なごやすくすくボラ ンティア養成講座の 開催 8 回 なごやすくすくサポ ーター養成講座の開 催 4 回		子ども 青少年局

② いじめ、不登校対策の充実

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
147 いじめ、不登校 対策の推進	いじめや不登校を未然に防止するとともに、早期に発見し、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を早期に行うため、子ども応援委員会との連携や各校における各種の事業を通じたきめ細かな対策を実施	いじめ防止教育プログラムによる予防的教育の実施 ▶ 全小・中・特別支援学校 なごやING キャンペーンの実施 ▶ 全校 夢と命の絆づくり推進事業の実施 ▶ 小学校 77 校 ▶ 中学校 33 校 ▶ 高校 3 校 ▶ 特別支援学校 1 校 インターネット上におけるいじめ対策の実施 不登校対策支援サイトの運営		教育委員会
148 子ども適応相談センターでの不登校対応事業	心理的理由により登校できない児童生徒を支援するため、通所による教育相談・適応指導と、タブレット端末を活用した学習支援を実施	子ども適応相談センターの運営 ▶ 通所者数 476 人 タブレット端末を活用した学習支援の実施 ▶ 学習用タブレット端末の整備		教育委員会

149 教育相談事業	いじめや不登校など子どもの教育・養育上の問題に関するあらゆる内容について、子ども及びその保護者に寄り添い、学校生活等で特別な支援を要する幼児児童生徒に対する心理検査を含めた教育相談を教育センターにおいて実施	実施（29 年度末） ▶ 電話相談 3,804 回 ▶ メール相談 119 件 288 回 ▶ 来所相談 740 件 2,924 回 （内、心理検査 376 件実施） ▶ 訪問相談 58 件 1,584 回		教育 委員会
150 児童生徒に関 わる相談・支援 の充実	いじめや不登校など子どもの教育・養育に関する相談・支援体制のさらなる充実に向けて、子ども応援委員会や教育センター、子ども適応センターなど関係する事業・組織間の連携をより密にし、子ども及びその保護者に寄り添った相談・支援を実施	関係する組織間の連携体制について検討		教育 委員会

施策14 子どもの個性を大切にし、幅広い学力と豊かな心、健やかな体を育みます

施策の柱

① 幅広い学力の育成

基礎・基本の学力の定着はもとより、グローバル社会において活躍できる人材の育成を進めるとともに、自ら考え、判断し、表現する力の習得に向け、子ども一人ひとりの個性を大切にしたいきめ細かな指導を行います。また、他者と協働しつつ自ら考え抜く自立した学びの実現に向け、画一的な一斉教育からの転換による授業改善を進めます。

② 豊かな心と健やかな体の育成

子どもたちの豊かな人間性や社会性を育成するためのインクルーシブ教育システム*の構築を進めるなど、社会の一員としての規範意識や自覚を持つ子どもを育成します。また、運動や食事など望ましい生活習慣を身につけ、生涯にわたって健康に過ごすための心身を育みます。

③ 学びを支える教育環境の充実

一人ひとりの子どもに目の行き届いたきめ細かな指導を行っていくため、学校における働き方の改革を進め、教員の資質の向上や教員が子どもと向き合う時間の拡充に取り組みます。また、地域に開かれ信頼される学校づくりや望ましい学校規模の確保、ICT環境の整備など教育環境の充実をはかります。

④ 魅力ある市立高等学校づくり

教育内容の量的拡大から質的充実へのシフトを基本とした、学びのあり方の改革を進めます。また、普通科や総合学科のほかさまざまな専門学科や定時制高校において、各学校の特色を活かした教科指導を充実発展させるなど、魅力や特色ある学校づくりを進めるとともに、学校間連携や校種を超えた連携による教育活動を推進します。

成果指標

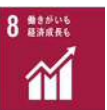
指 標	直 近 の 現 状 値	目 標 値 令和 5 (2023) 年 度	目 標 値 令和 12 (2030) 年 度
学習意欲に関する質問に肯定的に答えた児童生徒の割合			
学校生活において友達を思いやる気持ちを持つことができる子どもの割合			
運動をすることが好きな子どもの割合			

関連する個別計画

- ◆第3期教育振興基本計画 ◆学校施設リフレッシュプラン
- ◆魅力ある市立高等学校づくり推進基本計画（第2次）



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



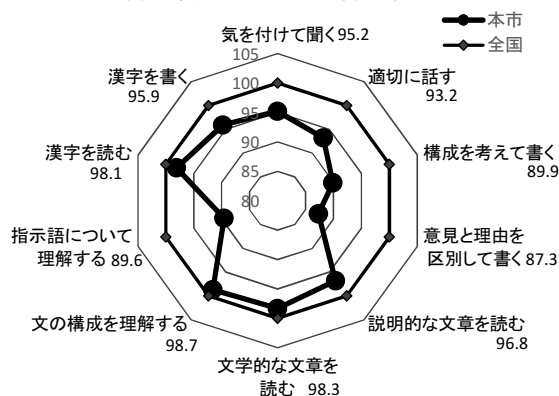
現状と課題

- ① **（現状）** 本市の子どもたちは、全国平均と比べ、国語の読む力や数学的な考え方はほぼ身につけていますが、国語の書く力や話す力が不足しています。

また、学校教育で充実を希望する分野を保護者に調査したところ、「自ら学び考える力」の項目が高い割合となっています。

【課題】 基礎基本の学力に加えて、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力など幅広い学力を育てていく必要があります。

◇ 小学生の教科学習における定着の状況

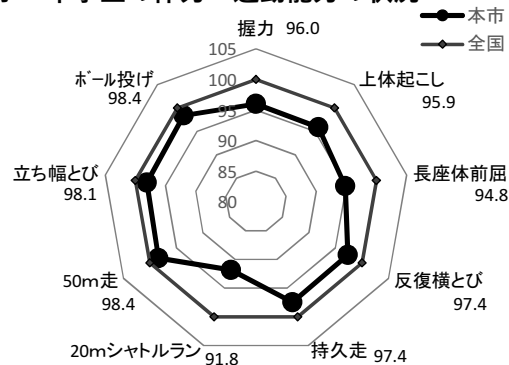


出典：名古屋市作成

- ② **（現状）** 学校教育で充実を希望する分野を保護者に調査したところ、「他人を思いやる力」や「社会のルールやマナー」という項目が高い割合となっています。

また、本市の子どもたちは、運動をすることが好きな子どもの割合が全国よりやや低く、運動をすることが嫌いな子どもの割合がやや高い状態にあり、運動能力は全国平均と比べ、全体として低い状態にあります。

◇ 小・中学生の体力・運動能力の状況



出典：スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成30年度）より名古屋市作成

【課題】 他人を思いやる心や美しいもの、自然に対して感動する心などの豊かな人間性を身につけるとともに、社会の一員としての自覚を持つ子どもの育成を推進する必要があります。また、楽しく運動に取り組むことや食育を通して、児童生徒の心身ともに健全な発達を促す必要があります。

- ③ **（現状）** 少子化の進行により、市立小学校の約3割が11学級以下のクラス替えができない小規模校となっています。一方で31学級以上の過大規模の小学校も6校あります。

【課題】 小規模校や過大規模校における教育面や学校運営面の課題を解消し、子どもたちにとって良好な教育環境にするため、望ましい学校規模を確保する必要があります。

- ④ **（現状）** ICT技術の急速な発展、産業構造の変化、少子化・高齢化など、社会経済情勢が変化する中で、高等学校に通う生徒の生活実態や学習環境も変容し、生徒の興味や関心、能力や適性、進路の希望もますます多様化してきています。

【課題】 生徒一人ひとりの個性や能力の伸長をはかるためにも高等学校教育の改革が求められています。

※ **インクルーシブ教育システム**：「障害者の権利に関する条約」第24条より、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

施策を推進する事業

① 幅広い学力の育成

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
151 新学習指導要領※の着実な実施	新学習指導要領に対応し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進め、カリキュラムマネジメントの充実や学校段階間の円滑な接続をはかるとともに、キャリア教育、プログラミング教育※等の新しい教育を推進	「なかまなビジョン」を取り入れた授業改善の推進 新学習指導要領に対応した「名古屋市教育課程」の作成に向けた検討の実施		教育委員会
152 画一的な一斉授業からの転換を進める授業改善	基礎的な学力の確実な定着と、他者と協働しつつ自ら考え抜く自立した学びの実現に向けて、すべての児童生徒に対し、一人ひとりの進捗や能力、関心に応じた個別最適化された学びを提供するための授業改善を推進	検討 ▶教育専門家による講演会の実施		教育委員会
153 ことばの力育成事業	子どもたちの学習の基礎となることばの力を向上させるため、子どもの読書意欲を高める取り組みや言語活動を充実させる取り組みを実施	学校司書の配置 ▶小学校 24校 ▶中学校 8校 なごやっ子読書ノート、なごやっ子読書カードの配付 本の帯コンクールの実施 なごやっ子漢字検定プリントの作成・配信		教育委員会
154 小・中学校における理数教育の推進	小・中学校における理数教育の充実に向けて、児童生徒の科学への興味・関心を高めるとともに、論理的な思考力を養うためのプログラミング教育や見通しをもった観察・実験を実施	実施 ▶プログラミング教育の試行実施 小学校 3校		教育委員会

※**新学習指導要領**：学習指導要領は全国的に一定の教育的水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保証するため、学校教育法に基づき国が定めている教育課程の基準であり、新学習指導要領は、令和2（2020）年度の小学校・特別支援学校小学部での全面実施以降、中学校、高等学校等において、順次実施。

プログラミング教育：プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための教育。

155 外国語教育の 充実	グローバル人材を育成するため、英語授業においてデジタル教科書や外国人材を活用するとともに、英語に堪能な教員の確保に向けた採用選考試験を実施	デジタル教科書の活用 ▶ 全中学校 外国語活動アシスタントの派遣 ▶ 小学校 261 校 外国人英語指導助手の派遣 ▶ 中学校 110 校 ▶ 高校 9 校 特例を設けた教員採用選考試験の実施		教育 委員会
156 少人数教育の 推進	一人ひとりを大切にしたいきめ細かな指導を行うための小学校 1・2 年生における 30 人学級及び中学校 1 年生における 35 人学級という少人数学級の編制、個々の子どもの習熟度や学習においてのつまずきに対応するための少人数指導の実施	実施 ▶ 全小・中学校		教育 委員会
157 子どもの未来 応援講師の配 置	基礎基本の定着を中心とした学習指導の支援を行うとともに、学級担任・教科担任とは異なる立場で子どもに関わり、気軽に相談できる関係を築くことで子どもを支援	学習指導支援講師の配置 ▶ 小学校 61 校 ▶ 中学校 15 校 ▶ 特別支援学校 4 校 夏季休業中の特設講座の開設		教育 委員会
158 学力向上サポ ート事業	子どもたちの学習意欲を喚起し、学習の理解を深めるため、各校の創意工夫を活かした教科指導の研究や教育活動の展開を支援	実施 ▶ 市立学校全体で 24 校		教育 委員会
159 土曜日の教育 活動の推進	子どもたちにとってより豊かで有意義な土曜日を実現するため、地域や大学、民間事業者等の協力のもと体験活動等を実施	モデル実施 26 学区		教育 委員会

② 豊かな心と健やかな体の育成

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
160 インクルーシブ教育システムの構築の推進	子どもたちの社会性や豊かな人間性を育成するため、障害のない子どもと障害のある子どもとの交流及び共同学習を進めるとともに、若宮商業高校と高等特別支援学校の併設によるインクルーシブ教育学校を検討し、インクルーシブ教育システムの構築を推進	交流及び共同学習の実施 インクルーシブ教育学校の検討		教育委員会
161 SDGs※達成の担い手づくり推進事業	SDGs 達成の担い手を育成するため、推進校（園）において、環境学習や国際理解学習、防災学習、エネルギー学習、世界遺産や地域の文化財等に関する学習などの多様な学習活動を実施	検討		教育委員会
162 コミュニティ・スクールの導入	地域に開かれ信頼される学校づくりに向けて、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を推進	学校評議員制の実施 コミュニティ・スクールの導入検討		教育委員会
163 中学生による陸前高田市との交流	環境が異なる生徒間交流により心身の発達を促し、将来を担う人材の育成をはかるとともに、陸前高田市の復興と両市の発展のため、名古屋市立と陸前高田市立の中学生の交流を実施	訪問交流の実施		教育委員会
164 元気いっぱいなごやっ子の育成事業	生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現や体力・運動能力の向上に向けた取り組み、学校給食を通じて食生活に必要な知識と判断能力を育むことなどを通して、運動習慣や早寝早起き・朝食の摂取などの望ましい生活習慣を形成	体力アップ推進校の実施 ▶ 小・中学校全体で 18 校 一校一運動の実施 ▶ 小学校 8 校 学校給食を通じた食育の実施 ▶ 小・中・特別支援学校		教育委員会

※SDGs：Sustainable Development Goals の略。平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12（2030）年までの国際目標。

165 部活動の振興 (中学校、高等学校)	生徒の豊かな心と健やかな体の育成に向けて、部活動の充実と活性化をはかるため、部活動顧問・外部指導者の派遣や各種大会の開催などを実施	部活動顧問の派遣 214 部 部活動外部指導者の派遣 391 部 各種大会の開催 全国大会等出場生徒の保護者への旅費等補助		教育委員会
166 部活動の振興 (小学校)	児童のスポーツへの関心を高めるとともに、豊かな心と健やかな体の育成に向けて、部活動の充実と活性化をはかるため、部活動顧問・外部指導者の派遣を実施するとともに、教員が指導しない小学生の放課後における運動・文化活動の新たな仕組みを構築	小学校部活動の見直し検討 部活動顧問の派遣 15 部 部活動外部指導者の派遣 120 部 スポーツ体験事業の実施 ▶教室 11 回 ▶観戦 8 回		教育委員会
167 学校給食におけるなごやめしの提供	子どもたちへ名古屋独自の食文化の魅力を伝え、名古屋への愛着を深めるため、学校給食において、なごやめしを提供	実施 3 回		教育委員会

③ 学びを支える教育環境の充実

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
168 ICT を活用した教育の推進	児童生徒の情報処理に関する基礎的な知識の習得と、思考力・判断力・表現力や情報活用能力の育成をはかるとともに、学習への意欲を高めるため、学習用の ICT 環境を整備	学校における ICT 環境の整備計画の策定に向けた検討 授業方法の研究及び研修の充実		教育委員会

169 グローバル・エ デュケーショ ン・センターの 運営	グローバル社会において活躍する ことができる人材を育成するため、 国内外の企業や大学、研究機関等と 連携し、グローバル環境の実体験等 ができるグローバル・エデュケーシ ョン・センターを運営	開設準備		教育 委員会
170 学校における 働き方改革の 推進	学校教育の改善・充実に向けて、教 員が授業や授業準備等に集中し、健 康でやりがいをもって勤務でき、教 育の質を高められる環境を構築す るため、学校における働き方改革を 推進	学校閉庁日の設定 新たな校務支援シス テムに向けた準備 スクール・サポー ト・スタッフの配置 ▶小学校 12校 ▶中学校 10校 学校運営サポーター などボランティアの 活用		教育 委員会
171 望ましい学校 規模の確保	児童生徒にとって、よりよい教育環 境を整えるため、小規模校（小学校 11学級以下、中学校5学級以下） 及び過大規模校（小・中学校ともに 31学級以上）について、統合等によ り望ましい学校規模を確保	「ナゴヤ子どもいき いき学校づくり計 画」の策定 上志段味小学校の整備 ▶設計		教育 委員会
172 学校施設の計 画的な改修	安心・安全で良好な教育環境を整備 するとともに、校舎等の長寿命化を はかるため、リニューアル改修や保 全改修等を計画的に実施	学校のリニューアル 改修 学校の保全改修 運動場改修 プール改修		教育 委員会
173 学校施設の空 調設備更新	安心・安全で快適な教育環境を確保 するとともに、省エネルギー化によ るCO ₂ 排出量の削減をはかるため、 公害対策関係校の空調設備更新を 実施	実施 ▶公害対策関係校 15校（園）		教育 委員会
174 学校施設と公 的施設等との 複合化	良好で質の高い学びを実現する環 境の整備とともに、市全体の公有財 産として有効活用をはかるため、老 朽化した他の公的施設との複合化 を検討	モデル事業の検討		教育 委員会 はじめ 関係局

④ 魅力ある市立高等学校づくり

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
175 市立高等学校における学びのあり方改革	教育内容の量的拡大から質的充実へのシフトを基本とした「学びのあり方」の改革を進めるため、緑高校をパイロット校（教育実践推進校）※に指定し、先進的な取り組みを実施するとともに、その成果を市立高校全体に展開	パイロット校における取り組みの実施 ▶パイロット校構想の策定のためのプロジェクトチームの設置		教育委員会
176 市立高等学校における産業界・大学・地域との連携	生徒の学びの質を高め、社会に貢献できるグローバル人材やものづくり人材を育成するため、市立高校と、市立大学をはじめとする大学や企業等と連携した取り組みを推進	専門学科高校における産業界等との連携 ▶デュアルシステム※の実施 普通科高校における大学との連携 ▶大学まると研究室体験		教育委員会
177 市立高等学校における理数教育の充実	独創性と創造性にあふれた国際性豊かな科学技術系人材の育成のため、市立高校における理数教育推進校である向陽高校国際科学科を拠点として、市立大学や企業との連携による実習・講座を実施するなど、特色ある理数教育を推進	特色ある理数教育の推進 ▶英語をツールとした理数教育の実施 ▶大学・企業と連携した理数教育の実施 向陽高校の SSH※指定（平成 27 年度～令和元年度） 向陽高校での取り組みや成果を市立高校全体で共有		教育委員会

※パイロット校（教育実践推進校）：新しい学校運営のモデルの開発をするために指定した学校。

デュアルシステム：学校での授業と企業での長期研修とを組み合わせ、より実践的な技能者の育成をはかる仕組み。

SSH：Super Science High Schools の略。将来の国際的な科学技術関係人材を育成するために、先進的な理数系教育を実施する高等学校等を文部科学省が 5 年間指定して支援を実施する制度。

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
178 市立高校生の 海外派遣	グローバルな視野を持つ人材を育成するとともに、外国語によるコミュニケーション能力の向上をはかるため、市立高校生の海外派遣を実施	実施 ▶ オーストラリア 12人 ▶ マレーシア 4人 ▶ アメリカ 4人 ▶ ドイツ 20人 ▶ フランス 6人		教育 委員会

施策 14 子どもの個性を大切にし、幅広い学力と豊かな心、健やかな体を育みます

施策15 若い世代が学び育ち、活躍できるまちをつくります

施策の柱

① 若者を応援し育むまちづくり

若い世代の豊かな感性から生み出される発想力や行動力を活用するとともに、大学、地域、企業、行政の連携を推進し、学生から選ばれるまちづくりを進めます。

とりわけ、名古屋市立大学においては、広く市民、行政などと連携、協働し、魅力あるまちづくりに寄与していきます。

② 若者の社会的自立への支援

若者が自らの意思で社会参加できるような環境づくりを進めます。また、若年無業者*やひきこもりなどの困難を有する若者が就労し、社会的に自立できるよう、若者一人ひとりに対して相談から就職、職場定着まで総合的・包括的な一貫した支援を実施します。

成果指標

指 標	直近の 現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
市内における大学・短期大学の学生数			
社会的自立に向け支援を受けた子ども・若者のうち、支援を通して状況に改善が見られた者の割合			

関連する個別計画

- ◆学生タウンなごや推進ビジョン ◆公立大学法人名古屋市立大学第三期中期目標
- ◆なごや子ども・子育てわくわくプラン2015

※若年無業者：15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者。いわゆるニート。

現状と課題

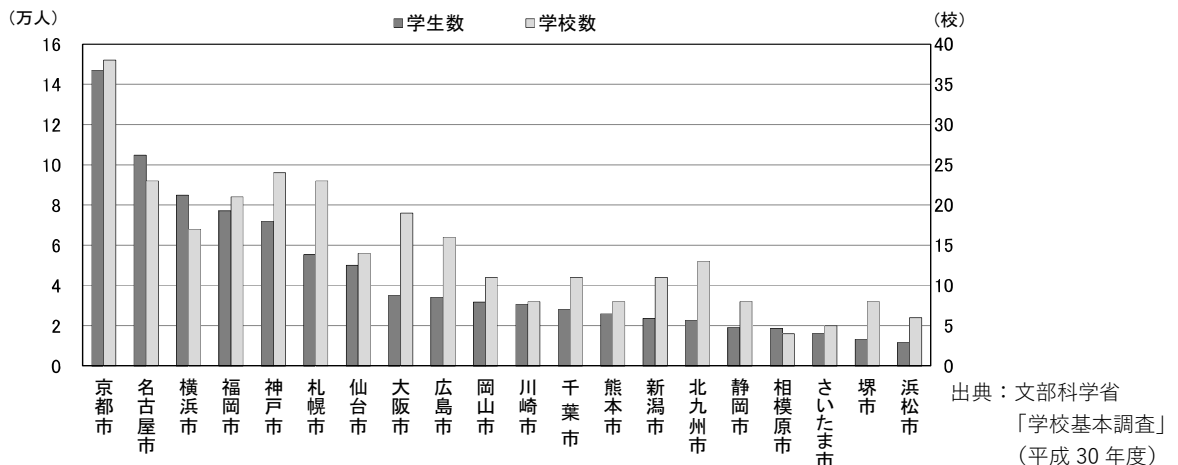
- ① **【現状】** 平成 30（2018）年における大学及び短期大学の学生数は 104,772 人と政令指定都市中第 2 位となっています。大学及び短期大学は 23 校、専修学校は 120 校あり、全国でも大学・学生の多い都市となっています。今後、少子化の進行や都市間競争の激化、若者の他地域への流出などによる、若年層の減少が懸念されます。

名古屋市立大学は、医・薬・看護・経済・人文社会・芸術工学及び総合生命理学の 7 学部を有する総合大学であり、優れた人材の育成、市民の健康福祉への寄与、先端的研究の世界への発信などを行っています。

- 【課題】** 学生から選ばれるまちとなるため、若者が自由な発想で、自主的に地域や企業、行政などと連携して地域イベントの企画やさまざまなボランティア活動などに参加できるよう支援することが必要です。

名古屋市立大学は、総合大学としての特性を活かして、広く市民及び地域との連携を強化し、教育研究成果を還元することを通じて、地域や行政の課題解決に寄与することが求められています。

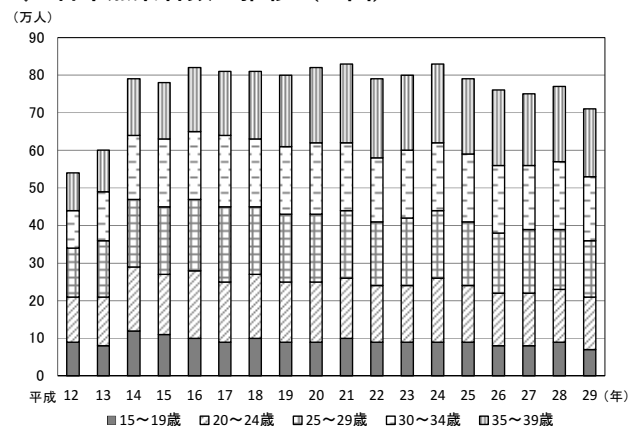
◇ 大学及び短期大学の学生数と大学及び短期大学数（政令指定都市比較）



- ② **【現状】** 日本全体の若年無業者の数は、平成 14（2002）年以降ほぼ横ばいで推移しており、平成 29（2017）年には約 53 万人となっていますが、35 歳～39 歳も含めると約 71 万人となり、若者が働けない、働かないまま年齢を重ねている状況です。

- 【課題】** 若者が社会的自立を果たせていない状況が生じたり、その状況が長期化したりすることがないように、早期対応や支援などの取り組みを進める必要があります。

◇ 若年無業者数の推移（全国）



施策を推進する事業

① 若者を応援し育むまちづくり

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
179 学生タウンなごや等の推進	学生から選ばれるまちづくりを進めるため、学生の自発的な活動の支援を行い学生がいきいきと活動するまちとするとともに、学生にとって魅力あるまちのブランドイメージを創出するなど、大学、地域、企業、行政の連携・協働による取り組みを推進	実施 ▶ 学生タウンなごや推進会議の開催回数 2回 ▶ 学生共同活動拠点「N-base」の運営 ▶ 学生タウンなごやポータルサイト「N-chan」の運営		総務局
180 市立大学における地域と連携・協働した社会貢献活動の推進	若者を含む市民にとって豊かで魅力ある地域社会づくりに寄与するため、健康・福祉の向上やまちづくり、子どもの育成支援など、総合大学としての特性を活かして、地域と連携・協働した社会貢献活動を推進	実施		総務局
181 市立大学における都市特有の諸課題の解決に向けた調査・研究・分析	若い世代が活躍できる都市をめざし、地域のまちづくり、子育て支援や医療・福祉、産業、観光など、都市政策に関する多種多様な課題に資するため、都市政策研究センター等での都市特有の諸課題の解決に向けた調査、研究、分析を行うほか、諸課題に対応できる人材を育成	実施 ▶ 都市政策研究センターの設置 ▶ 人間文化研究科・経済学研究科が連携した大学院コースの設置準備		総務局

② 若者の社会的自立への支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
182 ナゴヤ型若者の就労支援	困難を有する若者の社会的自立を支援するため、若者一人ひとりに対して相談から就職、職業定着まで新たに総合的・包括的な一貫した支援を実施	子ども・若者総合相談センターの運営 若者自立支援事業の実施		子ども青少年局
183 子ども・若者の自立支援	ニート、ひきこもりなど、社会生活を送る上でさまざまな困難を有する若者の自立を支援するため、官民相互のネットワークによる総合的な支援を推進	子ども・若者支援地域協議会の開催		子ども青少年局
184 青少年の社会参画推進	社会性、主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成をはかるため、青少年交流プラザなどで、青少年が社会活動に参画したり、意見を発表したりする活動への支援を実施するとともに、子ども自身が企画・運営に参画し、子どもが疑似的なまちでさまざまな社会体験をする子どものまち事業を実施	青少年交流プラザにおける青少年の社会参加活動等の推進 ▶参加者数 3,889人 子どものまち事業の普及啓発		子ども青少年局

施策16 災害に強い都市基盤の整備を進めます

施策の柱

① 地震に強い都市基盤の整備

南海トラフ巨大地震などの大規模地震に備え、市設建築物や橋りょう、地下鉄構造物、上下水道施設、河川堤防などの都市基盤施設の耐震化に取り組みます。特に、緊急輸送道路※においては、橋りょうの耐震化や電線類の地中化を推進し、災害時の機能確保を進めます。

② 大雨に強い都市基盤の整備

河川・下水道等の整備を推進することで、全市域を対象に1時間63mmの降雨に対して浸水被害をおおむね解消するとともに、1時間約100mmの降雨に対しても床上浸水をおおむね解消し、市民の生命財産を守るとともに都市機能の確保をめざします。また、雨水を一時的に貯留または浸透させることで河川や下水道等への負担を軽減させるため、公共施設において雨水流出抑制※の推進をはかるとともに、市民や事業者に対する雨水流出抑制の普及・啓発につとめるなど、治水安全度を高める取り組みを進めます。

③ 臨海部の防災機能の強化

防潮壁、防潮水門及び耐震岸壁の整備・機能強化を促進し、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模地震と、それに伴う津波に備えます。

成果指標

指 標	直近の 現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
災害に強いまちづくりができている と思う市民の割合			
緊急輸送道路等にかかる橋りょうの 耐震化率			
緊急雨水整備事業の整備率			

関連する個別計画

- ◆地域防災計画 ◆災害対策実施計画 ◆地域強靱化計画 ◆震災に強いまちづくり方針
- ◆建築物耐震改修促進計画 ◆無電柱化推進計画 ◆総合排水計画 ◆河川整備計画
- ◆みずプラン32 ◆緊急雨水整備事業 ◆第3期教育振興基本計画 ◆市営交通事業経営計画2023

※緊急輸送道路：災害の発生により道路が被害を受けた場合、緊急通行車両の移動の確保及び人・物資輸送を円滑に行うため、緊急に応急復旧を要する道路。

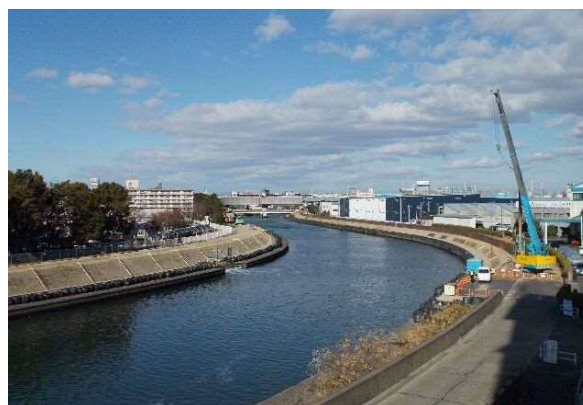
雨水流出抑制：雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、河川・下水道への雨水流出量を抑制すること。

現状と課題

- ① **【現状】** 平成 23（2011）年 3 月の東日本大震災、平成 28（2016）年 4 月の熊本地震、平成 30（2018）年 6 月の大阪府北部の地震、9 月の北海道胆振東部地震など、大規模地震とそれに伴う津波等により、全国各地で多大な被害が生じています。

また、南海トラフ巨大地震の発生確率 ◇ **河川堤防の耐震対策（山崎川）**

は、今後 30 年以内に 70～80%と切迫度を増しており、本市では発生時に最大の死者数が約 6,700 人、最大の建物全壊・焼失棟数が約 66,000 棟という甚大な被害が想定されています。



【課題】 大規模地震発生時の被害を抑えるため、行政による一層の都市基盤施設の耐震化が求められています。

- ② **【現状】** 全国的に大雨が増加傾向にあり、平成 30（2018）年 7 月豪雨（西日本豪雨）など、これまでに経験したことのないような大雨により、各地で甚大な被害が発生しています。市内でも、1 時間 50mm を超える豪雨が増加しており、雨の降り方が激甚化しています。

本市では、これまで 1 時間 50mm の降 ◇ **名古屋中央雨水調整池の整備**

雨に対応した河川・下水道などの施設整備をおおむね完了しています。また、平成 12（2000）年 9 月の東海豪雨などで著しい浸水被害が集中した地域などを対象に、原則 1 時間 60mm の降雨に対応する施設整備を実施しており、これにより、名古屋地方気象台における過去最高の 1 時間降雨量 97mm の降雨に対して床上浸水のおおむね解消をめざしています。



【課題】 大雨による洪水・内水氾濫による被害を防止・軽減するため、平成 30（2018）年度に見直しを行った「総合排水計画」に基づき、河川・下水道等が連携した施設整備を推進することで治水機能を最大限発揮するとともに、雨水流出抑制を着実に推進していく必要があります。

- ③ **【現状】** 名古屋港は、中部地域の海の玄関口として日本のものづくり産業を支えています。本市では、防潮壁の改良、耐震強化岸壁の整備・機能強化など、名古屋港の防災機能の強化を促進しています。

【課題】 地震・津波などの大規模災害から背後住民の生命・財産や背後地域の産業活動を守るため、引き続き防災施設の一層の機能強化が求められています。

施策を推進する事業

① 地震に強い都市基盤の整備

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
185 市有建築物の 天井等落下防 止対策	地震発生時に施設利用者の安全を確保するため、名古屋市建築物耐震改修促進計画に基づき、対策が必要な市有建築物の天井等落下防止対策を実施	実施		観光文化 交流局 教育 委員会 はじめ 関係局
186 住宅市街地総 合整備事業の 推進	居住環境の改善及び防災性の向上などをはかるため、土地区画整理事業との合併施行により、公園等の公共施設の整備を実施	大曽根北地区はじめ 2 地区の整備 ▶ 老朽住宅買収除却 ▶ 公園整備		住宅 都市局
187 大規模盛土造 成地の変動予 測調査	大規模盛土造成地を対象とし、大地震発生時の滑動崩落のおそれがあるかどうかの調査を実施	調査準備		住宅 都市局
188 橋りょうの耐 震化	災害時に緊急車両・物資の輸送ルートを確保するため、緊急輸送道路等の橋りょうの耐震補強や改築を実施	耐震補強 ▶ 事業中 8 橋 耐震改築 ▶ 事業中 1 橋		緑政 土木局
189 河川・排水施設 の耐震化	南海トラフ巨大地震をはじめとする地震・津波に備えるため、河川堤防や排水施設の耐震対策を実施	山崎川堤防の耐震化 延長 4,500m（累計） 排水施設の耐震化 ▶ ポンプ所 1 か所（累計） ▶ 排水路 182 基（累計）		緑政 土木局
190 電線類の地中化	災害時における緊急輸送道路・避難空間の確保や消火・救助活動の円滑化、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成のため、電線共同溝をはじめとした多様な整備手法による電線類の地中化を実施	事業中 ▶ 名古屋環状線 ▶ 新出来町線 ▶ 東志賀町線		緑政 土木局

191 歩道橋の耐震化	地震時の落橋を防止するため、熊本 地震により落橋したロッキング橋 脚と同様の構造を持つ高蔵跨線橋 の耐震補強を実施	設計		緑政 土木局
192 街区の世界座 標化の推進	地震発生時の液状化現象等により 不明確となった街区の位置を復元 するため、街区の世界座標データ化 を実施	実施 市域の 44.1% (累計)		緑政 土木局
193 水道基幹施設 の更新及び耐 震化	地震発生時においても水道水の供 給を確保するため、取水場や浄水場 などの基幹施設の更新にあわせて 耐震化を計画的に実施	犬山系導水路 A 管の 更新 ▶ 整備中 東山配水場第 3・4 号配水池の更新 ▶ 整備中 鳴海配水場配水池の 整備 ▶ 整備中		上下 水道局
194 水道基幹施設 の停電対策	長時間停電時にも配水が継続可能 となるように、取水場や浄水場など の基幹施設に非常用発電設備の整 備を推進	非常用発電設備の整備 ▶ 整備中 2 か所		上下 水道局
195 配水管の更新 及び耐震化	地震発生時においても水道水の供 給を確保するため、配水管の新設・ 更新にあわせて全給水区域で耐震 化を推進するとともに、災害時の給 水優先度が高い施設へ至る配水管 について、優先的に耐震化を実施	配水管の整備 102 km 指定避難所へ至る配 水管の耐震化を実施 ▶ 整備中 指定避難場所		上下 水道局

196 下水道基幹施設の改築及び耐震化	地震発生時においても下水道機能を確保するため、水処理センターやポンプ所などの基幹施設の改築にあわせて耐震化を計画的に実施	露橋水処理センターの改築完了 空見スラッジリサイクルセンター第2期施設の整備 ▶ 下水汚泥固形燃料化施設整備中		上下水道局
197 下水管の改築及び耐震化	地震発生時においても下水道機能を確保するため、老朽化が進む下水管の改築にあわせて耐震化を推進するとともに、指定避難所等と水処理センターを結ぶなど重要な下水管の耐震化を優先して実施	下水管の改築 45km 重要な下水管の耐震化の実施		上下水道局
198 地下鉄構造物の耐震化	東日本大震災を踏まえ、安全性を高め、早期復旧をはかることができるようにするため、地下鉄構造物の耐震補強工事を実施	耐震補強工事の実施 32 駅（累計） 25 区間（累計）		交通局

② 大雨に強い都市基盤の整備

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
199 河川の整備	浸水被害の軽減をはかるため、早期改修の必要性の高い堀川、山崎川などの河川改修を推進するとともに、平成 30 年 7 月豪雨を踏まえて、堤防強化等の緊急対策を実施	堀川の整備率（63 mm/h 降雨対応率） 40.0%		緑政土木局
200 ため池の改良	平成 30 年 7 月豪雨のような近年激甚化する豪雨に対して、ため池堤体の決壊を防ぐため、安全性を評価し、必要に応じて改良を実施	緊急点検 既存資料による洪水吐の能力確認		緑政土木局
201 土地改良区の排水機場等の長寿命化	浸水被害の軽減のため、老朽化した土地改良区の排水機場の機能診断の実施、機能保全計画の作成、それに基づく改修事業に応分の補助を行い、施設の長寿命化を支援	改修工事 ▶ 事業着手 1 か所 ▶ 事業完了 3 か所		緑政土木局

202 下水道による 浸水対策事業	1 時間 63 mmの降雨に対して浸水被害をおおむね解消するとともに、1 時間約 100 mmの降雨に対しても床上浸水をおおむね解消することをめざし、下水道の整備を推進	名古屋中央雨水調整池などの雨水調整池の整備 ▶ 整備完了 2 か所 ▶ 整備中 2 か所 広川ポンプ所の整備 ▶ 整備中 下水道施設による浸水対策の実施		上下 水道局
203 雨水流出抑制 の推進	雨水を一時的に貯留または浸透させることで河川・下水道等への負担を軽減させるため、公共施設において雨水流出抑制の推進をはかるとともに、市民や事業者に対する雨水流出抑制の普及・啓発につとめるなど、治水安全度を高める取り組みを推進	公共施設への貯留・浸透施設の設置の推進 民間施設への貯留・浸透施設の普及・啓発の推進		上下 水道局 はじめ 関係局

③ 臨海部の防災機能の強化

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
204 名古屋港の防 災機能強化	地震・津波に備えるため、国や名古屋港管理組合が実施する防潮壁、堀川口防潮水門、耐震強化岸壁の整備・機能強化を促進	防潮壁の液状化対策 ▶ 事業中 耐震強化岸壁の機能強化 ▶ 事業中 堀川口防潮水門の耐震対策 ▶ 事業中 中川口通船門の耐震対策 ▶ 事業完了		住宅 都市局

施策17 防災・減災対策を進めるとともに、地域防災力の向上を支援します

施策の柱

① 地域防災力の向上

家庭及び地域における防災対策の啓発や、中小企業の事業継続計画の策定支援、学校における防災教育を実施するとともに、地域特性に応じたきめ細かな防災活動への支援などを推進することで、地域防災力を高めます。

また、民間ブロック塀の撤去等に対する支援や、木造住宅が密集している地域における避難路の確保、延焼の拡大防止に向けた取り組みを進めるとともに、民間住宅の耐震化に対する支援などの減災対策を実施します。

② 災害対応体制の強化

大規模災害時に継続して業務を実施できるよう、職員の災害対応体制の強化や、防災拠点及び災害拠点病院としての市立病院・市立大学病院の機能強化などに取り組むとともに、同時多発的に発生する火災などへの対応のため、消防隊や消防団の機能強化などに取り組み、災害対応力を高めます。また、帰宅困難者を一時的に受け入れる退避施設の確保や、帰宅困難者用物資の備蓄など、企業と連携した帰宅困難者対策を推進します。

③ 避難対策・避難生活支援の推進

市民に適切な避難行動を促すための情報収集・伝達手段の充実などをはかるとともに、指定避難所においては、必要となる物資の備蓄や災害用トイレの充実などを進め、良好な生活環境の確保をめざします。

成果指標

指 標	直 近 の 現 状 値	目 標 値 令和 5 (2023) 年 度	目 標 値 令和 12 (2030) 年 度
家庭内において災害に対する備えをしている市民の割合			
地区防災カルテを活用した防災活動に取り組んでいる学区の割合			
民間住宅の耐震改修助成件数（累計）			

関連する個別計画

- ◆地域防災計画 ◆災害対策実施計画 ◆地域強靱化計画 ◆業務継続計画（震災編）
- ◆震災に強いまちづくり方針 ◆建築物耐震改修促進計画
- ◆名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画 ◆第3期教育振興基本計画 ◆総合排水計画



現状と課題

- ①（現状）家庭内の家具転倒防止対策や食糧の備蓄、自主防災組織単位での訓練などの防災対策の実施率が伸び悩んでおり、家庭や地域における防災の取り組みの停滞が懸念されています。

平成 30（2018）年 6 月の大阪府北部の地震においては、ブロック塀の崩落により 2 名の死者が発生しています。また、木造住宅が密集している地域において、災害発生時に被害の拡大が懸念されています。平成 27（2015）年度時点の民間住宅の耐震化率は約 89%ですが、令和 2（2020）年度までに 95%まで引き上げる目標を掲げています。

【課題】家庭における防災対策を促進することで自助力を高めるとともに、地域特性に応じた共助の取り組みを促進し、地域防災力を向上させる必要があります。

また、法令の基準に合わないブロック塀の対策や、木造住宅が密集している地域の減災対策を進めるとともに、引き続き民間住宅等の耐震化を支援する必要があります。

◇ 自主防災組織図上訓練の様子



- ②（現状）大規模災害発生時には、市役所、区役所・支所及び土木事務所などの防災拠点が一時的に円滑に対応していくことが求められます。また、同時多発的な火災の発生や建物の倒壊などにより、消火や救助要請の急増が予想されます。

名古屋駅周辺ではリニア開業を控え大規模開発が進んでおり、発生が想定される帰宅困難者数は、現在約 8.5 万人と推計されています。

◇ 帰宅困難者を想定した防災訓練の様子



【課題】大規模災害発生時に初動期からの継続した災害対応を実施し、被害を軽減させるため、防災拠点の機能強化や職員の災害対応体制の強化、消防力の充実強化などを平時からはかる必要があります。また、帰宅困難者対策など、市民や企業と連携した防災・減災対策を継続して推進する必要があります。

- ③（現状）気象庁は、南海トラフ沿いに異常な現象が観測された場合に「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとしています。また、近年の各地の災害において、指定避難所における環境面や運営面での問題が浮き彫りとなっています。

【課題】情報収集・伝達手段の充実をはかるとともに、指定避難所における避難者の健康維持や、避難生活の質の向上をはかる必要があります。

施策を推進する事業

① 地域防災力の向上

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
205 地区防災カル テを活用した 防災活動の推 進	地域の災害リスクや防災活動の実 施状況等を整理した地区防災カル テを活用し、地域住民とともに地域 特性を考慮した防災活動に取り組 むため、地域との話し合いの上、今 後取り組むべき防災活動（地域避難 行動計画、指定避難所開設・運営訓 練、自主防災訓練等）を検討し、推 進	カルテを活用した防 災活動の実施 3区		防災危機 管理局 消防局
206 地域防災マネ ジメント事業 の推進	家庭及び自主防災組織の防災力を 詳細に捉え、計画的・継続的にその 防災対策の進捗を把握し、家庭及び 自主防災組織の状況に応じた防災 力の向上をはかるための具体的な 提案・支援を実施	家庭及び自主防災組 織の防災力の把握に 向けた手法の検討 家庭における防災対 策の推進 ▶ 家庭における防災 対策の効果的な啓 発手法の検討 ▶ 家具の固定ができ るボランティアの 養成・派遣 自主防災組織の育成 ▶ 自主防災組織の活 動支援 ▶ 木造住宅密集地域 における初期消火 資器材の導入		消防局
207 防災安心まち づくり事業の 推進	小学校区単位で組織された防災安 心まちづくり委員会を中心とした 住民参画型の防火防災活動の展開 や、地域と事業所との覚書の締結な どの支援協力体制づくりを推進	協働による防火防災 事業の実施 地域と事業所との支 援協力体制づくりの 推進		消防局

208 要配慮者利用施設等における避難確保計画作成等支援	施設利用者の安全な避難のため、想定し得る最大規模の洪水等を前提とした浸水想定区域内の要配慮者利用施設や地下街等に対し、避難確保計画等の作成支援を実施するとともに、民間介護施設や障害者支援施設等における医療的配慮の必要な入所者などの安全確保をはかるため、停電時においても事業の継続を可能とする非常用自家発電設備の設置を促進	実施		防災危機 管理局 健康 福祉局
209 防災意識向上に向けた啓発	市民の防災意識向上をはかり、災害に対する備えを促進するため、総合防災訓練や港防災センターにおける展示等により防災知識の普及啓発を実施するとともに、伊勢湾台風60年事業など歴史的災害の教訓の伝承等を実施	港防災センター ▶ 運営 総合防災訓練の実施		防災危機 管理局
210 学校における防災教育	児童生徒の防災に対する意識を高めるため、なごやっ子防災ノートを活用した家庭とも連携した防災教育や、より実践的な防災訓練を実施するとともに、防災教育の充実をはかるための教職員向けの講習会を実施	なごやっ子防災ノートを活用した防災教育の実施 なごやっ子防災ノートを通じた家庭への防災意識の啓発 実践的な防災訓練の実施 防災教育講習会の実施		教育 委員会

211 水防法改正等に伴うハザードマップの見直し・作成	想定し得る最大規模の洪水・内水・高潮等を前提とした浸水想定区域や避難行動等を周知するため、ハザードマップの見直し・作成を実施	検討		防災危機管理局 緑政土木局 上下水道局
212 中小企業の事業継続計画の策定支援	中小企業の事業継続計画の策定を支援するため、事業継続計画に関する普及啓発やセミナー等を実施	実施 ▶普及啓発 ▶セミナーの開催		市民経済局
213 民間ブロック塀等の撤去等促進	地震発生時における民間ブロック塀等の倒壊による被害や避難時の通行の妨げとなることを防止するため、撤去等の対策を促進	促進		健康福祉局 子ども青少年局 住宅都市局
214 木造住宅密集地域の減災対策	木造住宅が密集している地区の防災性向上のため、老朽木造住宅除却助成、生活こみち整備促進事業等の助成を組み合わせ実施	老朽木造住宅除却助成 ▶助成 50 件 生活こみち整備促進事業 ▶助成 3 件		住宅都市局
215 感震ブレーカーの設置促進	地震の揺れに伴う電気機器からの出火や停電復旧時に起こる火災の発生を防ぐため、地震を感知した際に自動的にブレーカーを落とす機能を持つ感震ブレーカーの設置を促進	感震ブレーカー設置 ▶助成 70 件		防災危機管理局

216 民間建築物の耐震化	民間住宅等の耐震化を促進するため、旧耐震基準の住宅の無料耐震診断や耐震改修助成等を実施するとともに、多数の者が利用する建築物等の耐震診断助成等を実施	民間住宅 ▶耐震診断 木造 27,417 件 (累計) 非木造 10,576 戸 (累計) ▶耐震改修 5,020 戸 (累計) 多数の者が利用する建築物 ▶耐震診断 97 件 (累計) 要緊急安全確認大規模建築物 ▶耐震改修 6 件 (累計) 要安全確認計画記載建築物 ▶耐震改修 11 件 (累計)		住宅 都市局
217 地下街の防災対策の推進	大規模地震時に地下街利用者の安全確保をはかるため、地下街管理会社等に対し、地下街防災推進計画に定める耐震改修、施設整備等への助成を実施	防災対策に着手した地下街数 5 地下街 (累計)		住宅 都市局

② 災害対応体制の強化

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
218 災害対策本部の機能強化	南海トラフ地震等の大規模災害発生時に円滑かつ強力に対応するため、必要な規模と機能を備えた災害対策本部を構築	災害対策本部移設工事の設計 運営体制の検討		防災危機 管理局

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
219 非常用電源設備の機能強化	災害時に地域防災活動拠点となる区役所・支所、消防署が、停電時においても災害対応活動を継続できるよう、非常用電源設備の機能強化を実施	区役所 ▶整備 14区（累計） 支所 ▶検討 消防署 ▶設計 1か所 ▶工事完了 2か所		市民 経済局 消防局
220 土木事務所の防災体制の維持・強化	頻繁に発生する台風、ゲリラ豪雨や、発生が危ぶまれる南海トラフ巨大地震等の災害へ対応するため、道路や河川等の応急復旧を行う地域防災活動拠点である土木事務所において、関係機関等と防災訓練を実施するとともに、得た課題を踏まえてマニュアル等の見直しを実施	防災訓練の実施 防災体制の維持・強化に向けたマニュアル等の見直し		緑政 土木局
221 震災時の消防・救助体制の充実	震災時に発生が予想される同時多発火災などに的確に対応するため、消防隊・消防団の機能強化、消防水利・資機材の整備を進めるとともに、建物倒壊など困難な状況下で迅速に人命救助を行うための活動技術の研究・検証を実施	無限消防水利の確保に向けた基礎調査 消防隊と消防団による連携訓練の実施 可搬式ポンプの整備 18台		消防局
222 災害拠点病院としての市立大学病院の医療機能の強化	大規模災害等の発生時に多くの被災患者に対して適切な災害医療活動を行うための、災害医療施設等の機能強化	救急・災害医療のあり方に関する調査 災害派遣医療チーム（DMAT）の配置		総務局
223 災害拠点病院としての市立病院の医療機能の充実	災害時における重症患者の適切な医療を確保するため、災害拠点病院として東部医療センター及び西部医療センターに災害派遣医療チーム（DMAT）を配置するとともに、災害対応備品及び非常用電源設備を維持・更新するなど医療機能を充実	災害派遣医療チーム（DMAT）の配置 災害対応備品及び非常用電源設備の維持・更新		病院局

224 あいち・なごや 強靱化共創セ ンターとの連 携事業	企業・県民・行政の強靱化を支援するため、産学官が連携し、大規模災害発生時においても中部圏の社会経済活動の維持し、強靱化を推進する上での課題解決に向けた調査・研究及び防災人材の育成等の事業を実施	実施		防災危機 管理局
225 国及び自治体 間の相互連携 の推進	広域的な大災害に備えるため、合同図上訓練や河川洪水を想定した情報伝達訓練を実施するとともに、区に、愛知県、近隣市町村等との連携を推進	訓練の実施 連携の推進		防災危機 管理局
226 被災地域への 支援	東日本大震災の被災地の復興のため、陸前高田市等に職員派遣等の支援を行うとともに、防災意識の高揚をはかるため、被災地の現状や被災の教訓を伝える報告会等や陸前高田市との友好都市協定に基づく交流を実施	被災地への職員派遣 ▶ 陸前高田 12 名 ▶ 気仙沼市 1 名 報告会などの開催 陸前高田市への産業支援、医療支援、交流支援（催事等における郷土芸能の相互披露など）の実施		防災危機 管理局
227 防災まちづく りの推進	災害リスクの状況に応じた土地利用の誘導をはかるため地震災害危険度評価図情報の公開や、なごや集約連携型まちづくりプランに基づく誘導区域外の届出制度の活用により、災害リスクの周知等を実施	実施		住宅 都市局
228 都市再生安全 確保計画等の 作成・運用	大規模地震時の名古屋駅をはじめとする主要な交通結節点周辺における滞在者等の安全の確保と都市機能の継続をはかるため、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策を実施	名古屋駅周辺地区 ▶ 「第 3 次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画」の作成 金山駅周辺地区 ▶ エリア防災計画の検討 その他地区 ▶ 対策の検討		防災危機 管理局 住宅 都市局

229 帰宅困難者対策の推進	大規模災害発生時において、公共交通機関の途絶により発生する帰宅困難者に伴う混乱を抑制及び解消するため、官民一体となり対策等を実施	普及啓発の実施 備蓄物資の分散配付 ▶名古屋駅周辺地区		防災危機管理局
230 名古屋駅周辺地区の危機管理体制の強化に向けた検討	リニア中央新幹線の開業を控え名古屋駅周辺地区における開発が進展する中で、帰宅困難者への対応など、大規模地震等発生時における、同地域の危機管理体制の充実強化について検討	検討		防災危機管理局 消防局 はじめ関係局

③ 避難対策・避難生活支援の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
231 災害時の情報収集・伝達手段の充実	災害発生時に迅速に被害状況等の情報を収集するとともに、適切な避難行動等を促進するため、避難勧告や大津波警報などの緊急情報を伝達	情報伝達手段の充実 ▶同報無線 ▶緊急速報メール ▶ウェブサイト SNS 等 情報収集手段の充実 ▶デジタル移動無線 ▶災害対策支援ネットワーク 等		防災危機管理局 上下水道局
232 道路・河川等の防災情報の収集・提供	市民や企業等の的確な避難行動を促進するため、道路・河川等監視情報システムにより、台風や大雨時の道路や河川などにおける危険箇所の状況把握を行うとともに、市民への提供を実施	実施 ▶危険箇所の画像取得 ▶市民への画像提供		緑政土木局
233 市有施設におけるブロック塀等の撤去等	地震発生時に塀が倒壊し、倒れた塀の下敷きとなる被害の発生や、道路が塞がることによる避難・救助・消火活動の遅れの発生を防ぐため、建築基準不適合及び老朽化したブロック塀等の撤去等を実施	調査・撤去等		子ども青少年局 教育委員会 はじめ関係局

234 指定避難所における良好な生活環境の確保	避難者等に物資を供給するため、避難生活に欠かせない食糧や毛布等の物資の分散備蓄などを進めるとともに、避難者の健康維持を目標として、指定避難所の質の向上をめざすため、必要な各種方策について順次検討し、対策を推進	備蓄 ▶食糧 169 万食 ▶毛布 32.7 万枚 さまざまな業態の事業者との災害時における物資供給協力に関する協定締結を推進		防災危機管理局 はじめ関係局
235 災害用トイレの充実	災害発生時に要配慮者を含めた避難者が円滑にトイレを使用することができるよう、車いすに対応していない一部の災害用トイレを車いす対応型に更新するとともに、夜間に使用するための照明を配備	実施 ▶車いす対応型トイレの割合 93% ▶照明を配備したトイレの割合 0%		環境局
236 学校における避難所機能の強化	大規模災害発生時に指定避難所となる市立小・中学校において、避難者が安心してトイレを利用することができるよう、体育館周りや屋外トイレについて洋式化を中心とした改修を進めるとともに、大規模地震発生時に給排水機能を確保するため、学校敷地内の埋設給排水管の耐震性を強化	屋外及び体育館回りに洋式トイレがある割合 ▶小学校 28.2% ▶中学校 28.4% 埋設給排水管の改修		教育委員会

施策 18 市民の命を守る消防体制の充実強化をはかります

施策の柱

① 火災予防体制の充実

火災による死傷者の発生を防止するため、高齢者の焼死事故防止をはじめとした住宅の防火対策や、社会福祉施設などの事業所における消防法令違反の是正を推進するなど、火災予防体制の充実をはかります。

② 消防・救助体制の充実

多様化・複雑化する災害に的確に対応していくため、消防車両や資機材、消防施設の整備を進めるなど消防隊・消防団の充実強化をはかるとともに、指令管制システムを更新するなど総合防災情報システム※の充実に取り組み、消防・救助体制の充実をはかります。

③ 救急救命体制の充実

増加する救急需要に迅速かつ的確に対応していくため、救急隊の増隊や救急需要の増加緩和などの救急活動に遅れを生じさせないための対策や、救急業務の高度化を進めるとともに、市民への応急手当の普及啓発に取り組み、救急救命体制の充実をはかります。

成果指標

指 標	直 近 の 現 状 値	目 標 値 令和 5 (2023) 年 度	目 標 値 令和 12 (2030) 年 度
戸別訪問により防火対策の実施が確認できた防火対策重点推進世帯※の数 (累計)			
119 番通報受付から病院収容までの 平均時間			
心肺停止傷病者に対する応急手当の 実施率			

関連する個別計画

◆地域防災計画 ◆災害対策実施計画 ◆地域強靱化計画

※総合防災情報システム：119 番通報の受付や消防署への出動指令などを行うための指令管制システム、高所監視カメラや消防ヘリコプターに搭載のテレビカメラなどの映像で災害状況を把握するための画像伝送システムなどで構成される総合システム。

防火対策重点推進世帯：75 歳以上の要支援者のみで構成されている世帯。

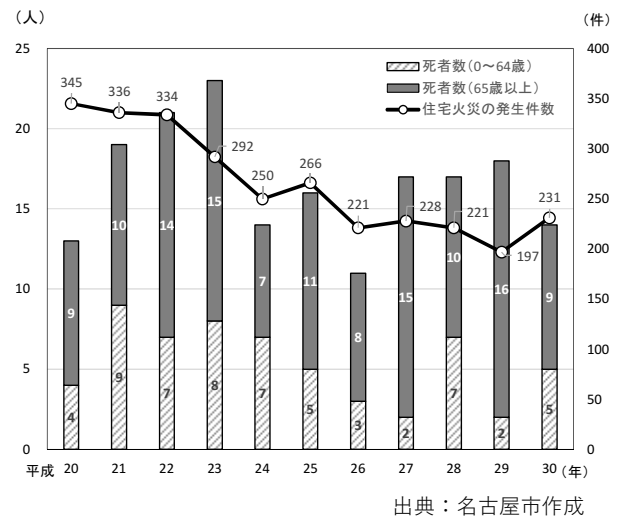


現状と課題

- ① **【現状】** 市内における建物火災の約 63% を住宅火災が占めており、住宅火災による死者のうち高齢者の占める割合は約 64%（平成 30（2018）年）となっています。また、高齢化の進行に伴い高齢者が利用する社会福祉施設などが増加しており、同種の施設における火災による死者の発生が全国的な問題となっています。

【課題】 住宅火災の被害を抑制するための効果的な対策を進めるとともに、高齢者世帯や高齢者利用施設に対する防火対策を重点的に推進する必要があります。

◇ 住宅火災による死者（自殺者を除く）の発生状況の推移



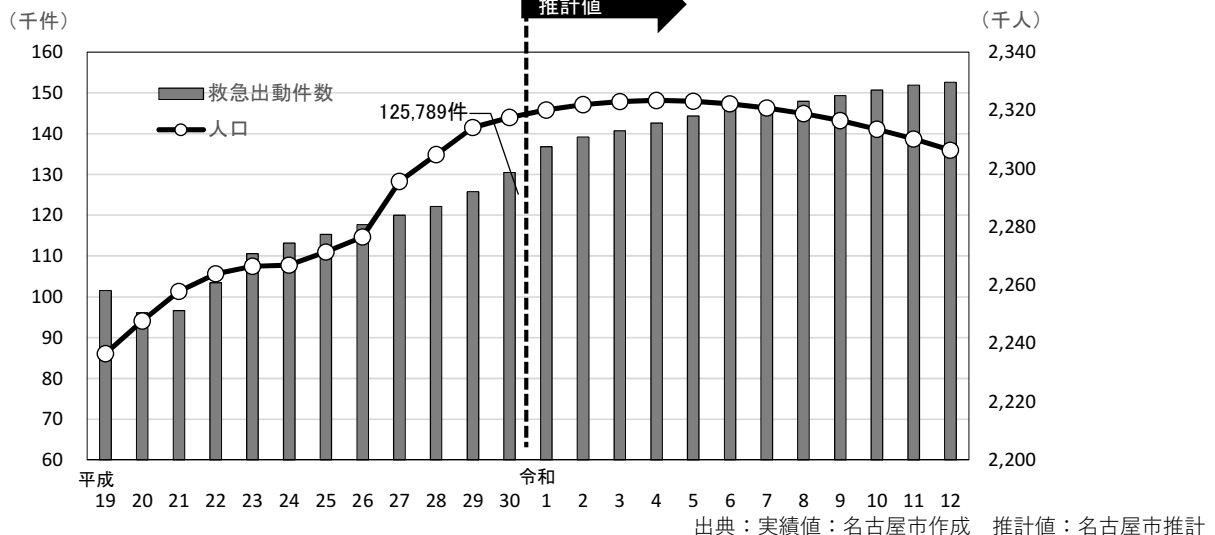
- ② **【現状】** 大規模倉庫火災や、市街地の火災における広範囲な延焼拡大など、災害の多様化・複雑化が懸念されています。

【課題】 あらゆる災害に的確に対応していくための取り組みを継続して行っていく必要があります。

- ③ **【現状】** 高齢者人口の一層の増加により、今後も救急需要は増加を続け、令和 10（2028）年には年間の救急出動件数が 15 万件を超えると見込まれており、救急車の現場や病院への到着の遅れが懸念されています。

【課題】 増加する救急需要に的確に対応していくための取り組みを進めていく必要があります。また、市民による AED（自動体外式除細動器）の使用など、応急手当の普及を進めていく必要があります。

◇ 救急出動件数の推移と将来の需要予測



施策を推進する事業

① 火災予防体制の充実

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
237 火災による死者を防止する対策の推進	火災による高齢者の被害を防止するため、関係機関などと連携した住宅防火対策を推進するとともに、社会福祉施設などの防火安全性の向上をはかるための防火指導を実施	高齢者世帯への戸別訪問の実施 ▶ 防火対策の実施が確認できた防火対策重点推進世帯 900 世帯 社会福祉施設などへの防火指導の実施		消防局
238 住宅用火災警報器の普及啓発	住宅火災による被害を低減させるため、企業との連携などによる効果的な住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理の普及啓発を実施	実施		消防局
239 事業所などの防火安全性の向上	事業所などの防火安全性を向上させるため、定期的に立入検査を実施するとともに、法令違反の是正指導及び違反処理を実施	実施 ▶ 立入検査 13,676 事業所		消防局

② 消防・救助体制の充実

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
240 消防車両・資機材等の充実	多様化・複雑化する災害に対応するため、消防車両・資機材の整備・機能強化を実施	消防車両の更新 18 両 消防活動用バイクの導入 2 両		消防局

241 消防団の充実強化	消防力の一翼を担う消防団の充実強化をはかるため、消防団の施設及び装備の充実をはかるとともに、消防団が活動しやすい環境を整えるなど消防団員の入団を促進	消防団施設の機能強化に向けた検討 消防団装備の整備 ▶ 発電機・投光器 266 台 消防団員の入団促進		消防局
242 総合防災情報システムの充実	総合防災情報システムの充実をはかり、安定した運用を維持するため、消防業務の根幹をなす指令管制システムや、災害現場の映像をリアルタイムに送受信する画像伝送システムの更新などを実施	外国人からの通報などにかかる同時通訳事業の実施 聴覚・言語機能障害者のための緊急通報システムの導入 災害情報収集機能の強化 ▶ 無人航空機（ドローン）の導入 ▶ ウェアラブルカメラの導入		消防局

③ 救急救命体制の充実

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
243 救急出動対応の充実	心肺停止など重篤な傷病者への救急救命処置を遅らせないよう、救急隊を増隊するとともに、傷病者を迅速に医療機関へ収容するための救急活動の効率化を実施	救急隊の増隊 42 隊（累計） 救急活動の効率化に向けた検討 救急隊運用最適化システムの研究への参加		消防局

244 救急需要増加 緩和策の推進	救急需要への迅速かつ的確な対応 が継続できるよう、救急需要の増加 を緩和するための取り組みを推進	救急予防の推進 ▶ 高齢者への救急事 故防止対策の啓発 医療機関などと連携 した対策の検討・実 施 ▶ 高齢者福祉施設へ の啓発 救急受診判断を支援 する方策の検討		消防局
245 応急手当の普 及啓発	救急隊が到着するまでの間に市民 が応急手当を行うことができるよ うにするため、AED の活用を含む応 急手当の普及を推進	救命講習の実施 ▶ 救命講習 998 回 ▶ 救命入門コース 491 回 受講者のニーズに合 わせた講習の実施 ▶ ウィメンズ講習 12 回		消防局
246 救急業務高度 化の推進	傷病者への適切な処置を確実に実 施するため、救急業務の高度化に対 応した救急救命士の養成・研修や資 器材の整備を実施	救急救命士の養成 18 名 救急救命処置の範囲 の拡大にかかる研修 の実施 救急救命士の再教育 の実施		消防局

施策 19 犯罪や交通事故のない、安心・安全な地域づくりを進めます

施策の柱

① 犯罪のない地域づくり

生活安全市民運動や防犯市民講座などを通じた防犯情報などの提供により、市民の防犯意識の高揚をはかります。また、防犯カメラの設置、防犯灯のLED化による街頭犯罪などを抑止するための環境整備をはじめとする地域防犯活動への支援や、子どもの見守り活動などを通じ、地域の防犯力を向上します。

② 交通事故のない地域づくり

年代にあわせた交通安全教室・教育の実施や、交通安全市民運動などの時期にあわせたキャンペーンの実施、高齢者の運転免許自主返納の促進などに取り組むとともに、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づく自転車安全適正利用を促進するほか、交通事故危険箇所の重点的な交通安全対策を進めるなど、ソフト・ハードの両面から取り組みを進めます。

③ 犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等への支援拠点である総合支援窓口の周知を進めるとともに、犯罪被害等により生じた不安や問題の相談に応じるほか、二次的被害の防止に向けた広報・啓発を行うなど、「犯罪被害者等支援条例」に基づく犯罪被害者等に対する支援を進めます。

④ 安心・安全な生活環境の確保

客引き行為等の禁止区域の指定及び指導等、空き家の適切な管理等についての情報提供や支援、いわゆるごみ屋敷問題の解決に向けた支援等を進めることにより、市民の安心・安全な生活環境の確保をはかります。

成果指標

指 標	直近の 現状値	目標値 令和 5 (2023) 年度	目標値 令和 12 (2030) 年度
重点罪種※の認知件数			
年間交通事故死者数			
犯罪被害者等総合支援窓口の認知度			
特定空家等（周辺に危険や悪影響を及ぼす空家等）の件数			

関連する個別計画

◆第10次交通安全計画 ◆空家等対策計画 ◆第3期教育振興基本計画



現状と課題

- ① **【現状】** 市内における刑法犯認知件数は、平成 30（2018）年は平成 15（2003）年の約 24.2%（22,514 件）まで減少しましたが、特に空き巣をはじめとする住宅対象侵入盗は、依然として政令指定都市ワースト 1 位が続いています。

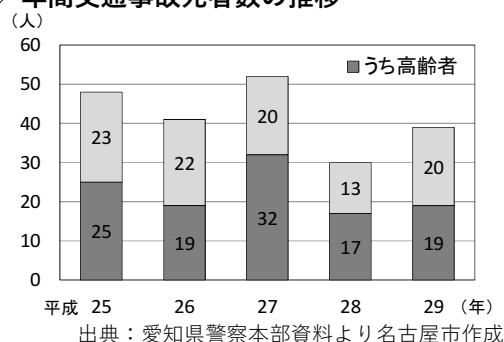
【課題】 市民一人ひとりが防犯の意識を高く持ち、犯罪の被害にあわないよう注意・行動するとともに、地域ぐるみで犯罪を抑止する環境づくりが必要です。

- ② **【現状】** 市内における交通事故死者数は、平成 30（2018）年は 55 人（前年比 16 人増）となっています。中でも、高齢者は交通事故の被害者に占める割合が高く、今後の高齢化の進行に伴い、加害者に占める割合も高くなることが予測されます。

【課題】 交通事故発生の原因や実態に即した効果的な対策を行うことにより事故を

防止するとともに、これまで以上に、高齢者が交通事故の被害者及び加害者とならないような対策に力を入れていくことが求められています。

◇ 年間交通事故死者数の推移



- ③ **【現状】** 刑法犯認知件数及び人身事故件数は減少傾向にありますが、さまざまな犯罪等に巻き込まれる犯罪被害者等が存在しており、直接的な被害だけでなく、周囲の無理解により二次的被害を受けることがあります。

【課題】 市民や事業者の犯罪被害への理解を深めることで二次的被害の防止を推進し、犯罪被害者等が必要な支援を受けられるようにすることが必要です。

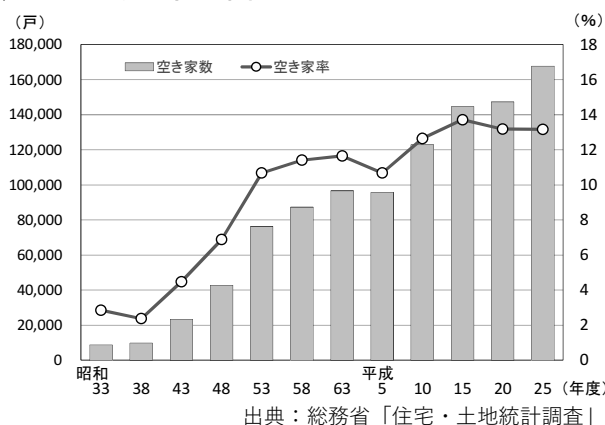
- ④ **【現状】** 市内の繁華街における客引き行為等により、通行の支障となり安心して歩きにくくなるなどの問題が生じています。

市内における空き家の戸数は、少子化・高齢化の進行、建築物の老朽化や社会的ニーズの変化などに伴い、今後も増加していくことが見込まれています。

住居やその敷地内などに物品等をため込み、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすいわゆるごみ屋敷が問題となっています。

【課題】 客引き行為等の対策や空き家の適切な管理等、ごみ屋敷問題への対応を進めるなど、市民の安心・安全な生活環境を確保することが必要です。

◇ 空き家数・率の推移



※重点罪種：強盗、恐喝、侵入盗、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、部品ねらい、車上ねらい、ひったくり及び自動販売機ねらい。

施策を推進する事業

① 犯罪のない地域づくり

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
247 生活安全活動 の推進	地域のさらなる防犯力の向上と市民の防犯意識の高揚をはかるため、地域における防犯カメラの設置費用の一部助成等、地域の防犯活動を支援するとともに、地域安全指導員による防犯パトロールや防犯市民講座等を実施	防犯灯電灯料の補助 40,575 灯 街頭犯罪抑止環境整備事業の実施 ▶ 防犯カメラ設置助成 325 台 ▶ 防犯灯 LED 化助成 2,670 灯 広報・啓発活動等の実施 ▶ 防犯市民講座開催 40 回		市民 経済局
248 再犯防止推進 モデル事業	地域における支え合いを促進し、安心・安全に暮らせる社会の実現に寄与するため、社会的孤立を生まない地域の取り組みについての考察を行い、実態調査や支援策の実施、効果検証といった一連の取り組みの実施を通じて、国と地方の協働による地域の効果的な再犯防止対策のあり方を検討	実施 ▶ 実態調査 ▶ 支援策の実施		市民 経済局
249 登下校時に おける子ども の安全対策の 推進	登下校時の子どもたちの安全を確保するため、スクールガードリーダーによる巡回指導や、子ども安全ボランティアによる見守り活動等を実施するとともに、子どもたちを守るための情報の共有化をはかるため、不審者情報等の緊急情報の配信を実施	巡回指導の実施 見守り活動の実施 ▶ 子ども安全ボランティア登録者 86,419 人 緊急情報メール配信 システムの運用		教育 委員会

② 交通事故のない地域づくり

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
250 交通安全活動の推進	交通安全意識の浸透をはかるため、愛知県警察や地域と連携した交通安全市民運動を実施するとともに、地域における交通安全活動を推進するため、幼児・児童・高齢者などを対象とした交通安全教室や、自転車の安全利用についての広報・啓発を実施	広報・啓発活動等の実施 ▶交通安全市民運動の実施 全16区 ▶交通安全教室の実施 全266学区 高齢者の運転免許自主返納の促進 自転車安全適正利用の促進		市民経済局
251 交通事故危険か所の交通安全対策	交通事故を無くすため、交通事故の発生またはそのおそれがあり、対策を実施する必要があるか所において、道路の状況やこれまでの事故の形態に応じ、道路のカラー化等の交通安全対策を重点的に実施するとともに、過去の事故データ等をもとに事故状況を分析し、ラウンドアバウト等の新たな交通安全対策を検討・実施	防護柵、路面標示、道路照明等の設置		緑政土木局
252 通学路安全対策の実施	通学路の安全を確保するため、道路管理者、交通管理者及び学校関係者等が通学路を点検し、交通安全対策を実施	歩道の整備、防護柵の設置、路肩のカラー化等の実施		緑政土木局
253 幼児児童生徒への交通安全教育	市立全校（園）において交通安全教育を実施するとともに、小・中学校における通学路の安全対策を実施	実施 ▶交通安全教育 全校（園） ▶体験型交通安全訓練 全小学校 ▶通学路安全点検 全小・中学校		教育委員会

③ 犯罪被害者等への支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
254 犯罪被害者等 支援事業	市民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、総合支援窓口の設置、経済的・精神的支援、広報啓発・人材育成を柱とした、殺人や性犯罪等の故意犯だけでなく、交通事故等の過失犯も含めすべての犯罪被害者等に対する支援を実施	総合支援窓口の設置 経済的・精神的支援の実施 広報啓発・人材育成の実施 ▶ 市民向け講座の開催 6回 犯罪被害者等早期援助団体への助成		市民 経済局

④ 安心・安全な生活環境の確保

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
255 空家等対策の 推進	空家等の適切な管理の推進及び活用を促進するため、所有者等に対し適切な管理につとめるように促すとともに、情報提供その他必要な支援を実施	推進 ▶ 特定空家等の件数 120件		市民 経済局
256 客引き行為等 対策の推進	安心して通行し、利用することができる快適な都市環境の形成をはかるため、市民及び事業者等の意識啓発を行うとともに、禁止区域等の指定及び指導等を実施	広報・啓発活動の実施 禁止区域等の指定 客引き行為等への指導等の実施		市民 経済局
257 安心・安全・快 適まちづくり 活動の支援	安心・安全で快適なまちを実現するため、学区連絡協議会などが実施する地域活動に対し助成	実施 ▶ 区安心・安全で快適なまちづくり協議会 全16区 ▶ 学区連絡協議会等 全266学区		市民 経済局
258 住居の不良堆 積物対策の推 進	住居やその敷地内などに物品等を堆積または放置し、周辺の生活環境に悪影響を与える、いわゆるごみ屋敷問題に対応するため、堆積物の排出や福祉サービスの申請に向けた支援等を実施	堆積物撤去に向けた支援等の実施		環境局

施策 20 衛生的な環境を確保します

施策の柱

① 感染症対策の充実

病原性の高い新型インフルエンザなどの発生時に備えるため、重症患者数の増加に対応可能な医療体制の確保や、必要な医薬品、その他物資の備蓄などの対策を進めるとともに、結核などの感染症の発生予防につとめます。

また、健康危機への対応力を強化し市民の健康な暮らしを守るため、衛生研究所の移転改築を実施して機能強化をはかります。

② 衛生的な生活環境の整備・確保

関係機関との連携・協力や、いわゆる違法民泊に対する調査・指導を推進し、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するとともに、高齢者が多く利用する施設でのレジオネラ症対策を強化することにより、衛生的な生活環境の確保をはかります。

また、火葬需要の増加や大規模災害などへの対応のため、老朽化した八事斎場の再整備を検討します。

③ 人と犬猫が共生できる地域づくり

犬猫の飼主への迷惑・危害防止の啓発を強化し、動物愛護推進員と連携して啓発事業を実施するとともに、販売業者（ペットショップ）に対して販売時に適正飼養の説明を徹底するよう指導します。また、犬猫の殺処分ゼロをめざし、地域住民とボランティアとの協働によるのら猫の適正管理を推進するとともに、犬猫の飼主に対して終生飼養及び繁殖制限の啓発を実施します。

成果指標

指 標	直 近 の 現 状 値	目 標 値 令和 5 (2023) 年 度	目 標 値 令和 12 (2030) 年 度
感染症から市民生活が守られていると感じる市民の割合			
結核り患率（人口 10 万人当たりの新登録患者数）			
近隣の犬猫について迷惑を感じている市民の割合			

関連する個別計画

◆新型インフルエンザ等対策行動計画

現状と課題

- ① **【現状】** 新型インフルエンザの出現が危惧されており、発生した感染症が国内へ侵入する恐れがあります。また、平成 29（2017）年の結核り患率（人口 10 万人当たりの新登録患者数）は 18.1 であり、政令指定都市の中で 4 番目に高くなっています。

【課題】 今後、交流人口のさらなる増加が予想される中で、新型インフルエンザなどが発生した場合には爆発的に感染が拡大する可能性があり、発生時に感染の拡大を抑えるための体制の確立が急務となっています。また、感染症をはじめとする健康危機に的確かつ迅速に対応できるよう、衛生研究所の機能強化が必要です。

- ② **【現状】** 訪日外国人観光客の増加などに伴い住宅宿泊事業の需要が拡大していますが、騒音やごみ出し等に関する苦情が発生しているとともに、いわゆる違法民泊に対する通報があります。また、レジオネラ症患者の報告数が増加しており、平成 21（2009）年は 14 人でしたが、平成 29（2017）年には 28 人となっています。

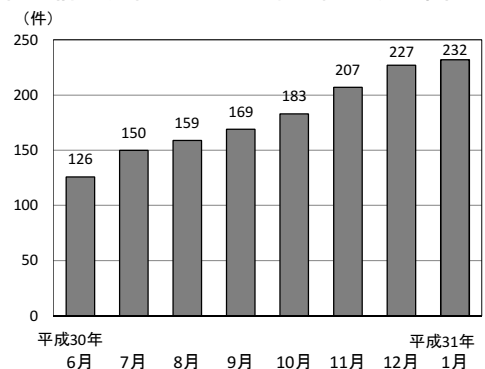
現在、市民の火葬需要に対しては八事斎場及び第二斎場の 2 か所に対応してい

ますが、八事斎場の残存耐用年数は 20 年程度以上であり、現状の構造体をそのまま利用する場合、火葬件数がピークとなる時期に使用できないことが想定されます。

【課題】 周辺地域の生活環境への悪影響の防止や、いわゆる違法民泊への対策などを進め、住宅宿泊事業の適正な運営を確保する必要があります。また、レジオネラ症の発生防止に向けて、水利用施設における衛生的な管理を促進する必要があります。

八事斎場が使用できない場合、第二斎場のみでは対応できず、恒常的な火葬待ちが発生するため、八事斎場の早急な再整備が必要です。

◇ 住宅宿泊事業法に基づく届出住宅数の推移（累計）

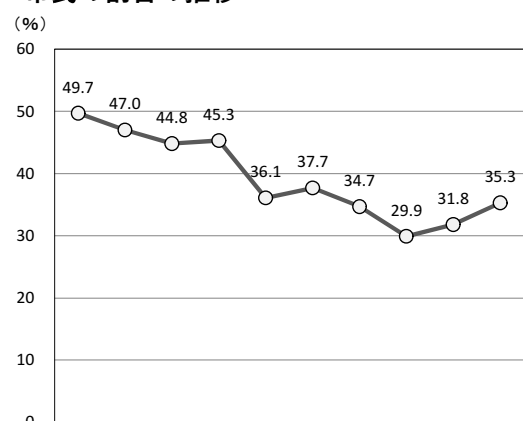


出典：名古屋市中区作成

- ③ **【現状】** 近隣の犬猫について迷惑を感じている市民の割合は減少傾向にあるものの、依然として多くの市民が迷惑を感じています。また、平成 29（2017）年現在では、犬の殺処分頭数はゼロとなっていますが、依然として猫については殺処分頭数がゼロとなっていない状況です。

【課題】 適正飼養の啓発や地域におけるのら猫の適正な管理、繁殖制限の啓発などを通じた、人と犬猫が快適に共生できるような地域づくりが求められています。

◇ 近隣の犬猫について迷惑を感じている市民の割合の推移



出典：市民アンケート

施策を推進する事業

① 感染症対策の充実

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
259 新型インフルエンザ等対策の推進	新型インフルエンザ等発生時の医療体制を確立するために、必要な医療資器材の備蓄、更新を実施	実施 医療資器材の備蓄数量 ▶ 抗インフルエンザウイルス薬 28,300 錠 ▶ 高機能マスク 17,650 枚 ▶ 不織布マスク 100,000 枚 ▶ 防護服 17,650 セット ▶ 検体搬送容器 26 個 ▶ 消毒液 647 本 ▶ 陰圧テント 6 張		健康 福祉局
260 衛生研究所の運営	市民の健康な暮らしを守るため、健康危機管理の拠点かつ本市の科学的・技術的中核機関として、感染症などの発生防止対策、調査研究、試験検査の実施、研修指導及び公衆衛生情報などの提供を実施するとともに、老朽化に伴う移転改築を実施	調査研究、試験検査の実施 移転改築の実施 ▶ 建設工事中		健康 福祉局
261 東部医療センターにおける感染症病床の再整備	感染症発生時に適切な医療を提供するため、第二種感染症指定医療機関として、新病棟の整備に伴い感染症病床（10 床）を再整備し、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院治療を実施	工事中		病院局

② 衛生的な生活環境の整備・確保

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
262 住宅宿泊事業 の適正な運営 の確保	住宅宿泊事業に伴う騒音やごみ出しなどの苦情発生防止など、事業者などによる事業の適正な運営を確保するため、関係機関との連携・協力体制を構築するとともに、住宅宿泊事業に関する啓発や苦情・相談の受付業務の充実、いわゆる違法民泊に対する調査・指導を推進	住宅宿泊事業（民泊）対策連絡会議の設置・運営 住宅宿泊事業に関する啓発の実施 苦情・相談受付業務の充実に向けた検討		健康 福祉局
263 レジオネラ症 防止対策の推 進	レジオネラ症患者の発生を防止するため、市民生活に密接な関わりをもつ旅館や公衆浴場の浴槽水などの水利用施設において、レジオネラ属菌検査を実施するとともに、高齢者が利用する社会福祉施設への対策を実施	レジオネラ属菌検査の実施 180 件 社会福祉施設の実態調査の実施		健康 福祉局
264 八事斎場の再 整備	急速な高齢化に伴う火葬需要の増加に適切に対応するため、老朽化した八事斎場の再整備を推進	基本方針の策定		健康 福祉局

③ 人と犬猫が共生できる地域づくり

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
265 犬猫の殺処分 ゼロをめざし た取り組みの 推進	犬猫の苦情及び殺処分頭数の削減のため、住民とボランティアの協働によるのら猫対策を推進し、地域ののら猫に避妊・去勢手術を実施し、一代限りの猫の命を全うさせる取り組みの普及を推進するとともに、飼犬及び飼猫の終生飼養が困難となりがちな高齢者や多頭飼育者などへ終生飼養及び繁殖制限の啓発を実施	地域におけるのら猫対策の推進 ▶ なごやかキャット サポーター宣言 200 名 ▶ みまもり地域の設置 10 地域 ▶ なごやかキャット 手術補助券の交付 1,500 枚 リーフレットを用いた終生飼養及び繁殖制限の啓発 ▶ 配布枚数 20,000 枚		健康 福祉局
266 適正な飼養・管 理の啓発	ペットと人が共生できるまちづくりの推進のため、犬猫の飼主に対し、迷惑・危害防止の啓発を強化し、動物愛護推進員と連携して啓発事業を行うとともに、犬猫の販売業者（ペットショップ）には販売時に購入者の知識・経験に照らして、適正に飼養・管理方法を説明するよう指導を実施	動物適正飼養啓発教室の開催 600 回 67 名の動物愛護推進員による啓発活動の実施 すべての犬猫の販売業者に対する監視指導の実施（年間 1 回）		健康 福祉局

